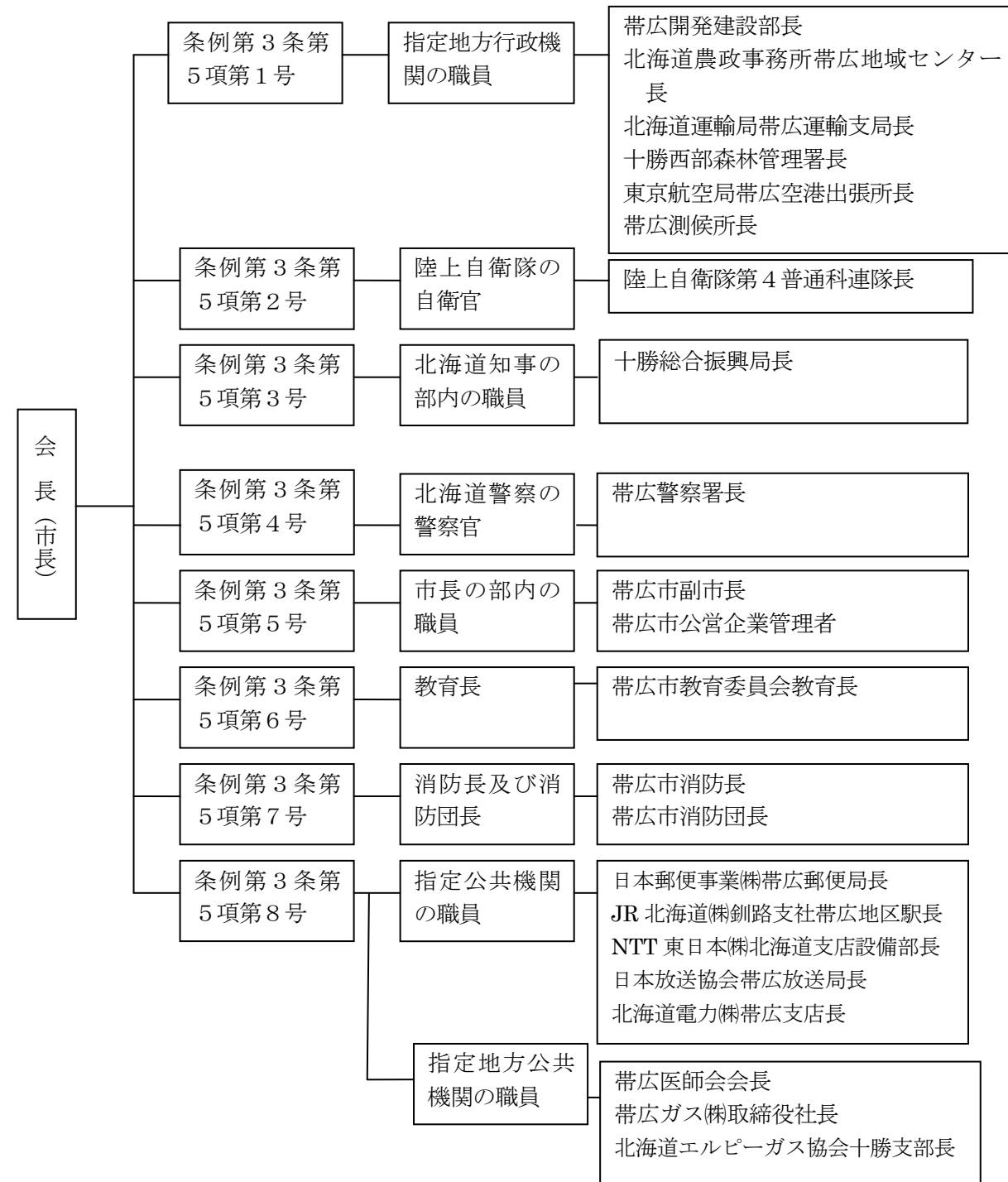


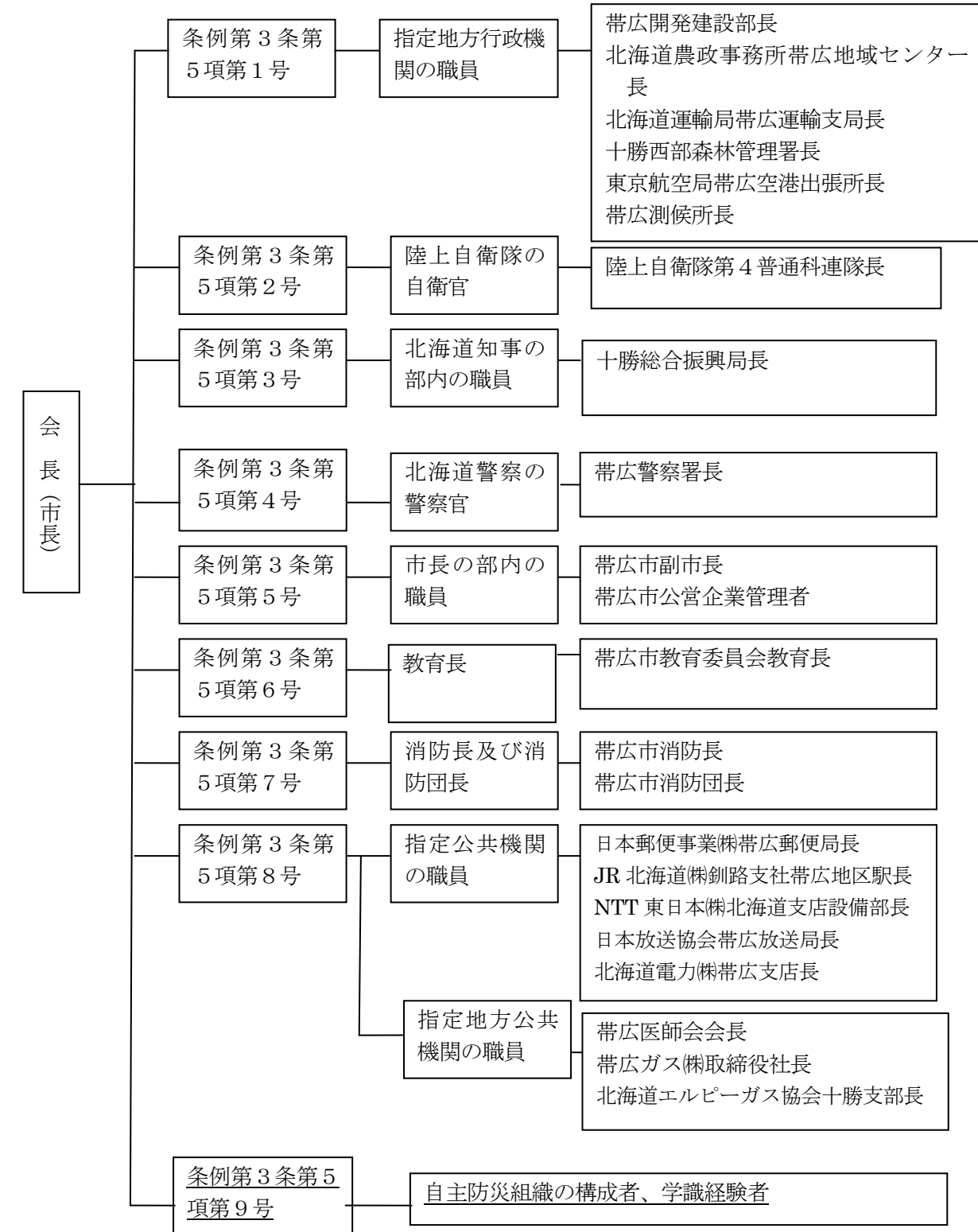
帯広市地域防災計画 (地震災害対策編) 新旧対照表

掲載頁	旧	新	備考
第1章 1頁	新設	<p><u>第3節 計画の効果的促進</u> <u>災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小化する「減災」の考え方を防災の基本方針とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、さまざまな対策を組み合わせて災害に備えなければならない。</u> <u>防災対策は、自助(市民が自らの安全を自らで守ることをいう。)、共助(市民等が地域においてお互いに助け合うことをいう。)及び公助(道、市及び防災関係機関が実施する対策をいう。)のそれぞれが効果的に推進されるよう、市民等並びに道、市及び防災関係機関の適切な役割分担による協働により着実に実施されなければならない。また、災害発生時は市民自らが主体的に判断し、行動できることが必要であることから、防災思想・知識の普及・啓発及び防災教育の推進により、防災意識の向上を図らなければならない。</u> <u>また、地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策の実施により地域の防災力向上を図るため、防災に関する政策・方針決定過程における女性や高齢者、障害者などの参画を拡大し、男女共同参画その他の多様な視点を取り入れた防災体制の確立を図る必要がある。</u> <u>この計画とあわせて「帯広市防災・減災指針」により、災害に強い安心、安全なまちづくりを推進する。</u></p>	自助、共助、公助による減災の取り組みによる効果的な促進について追記
第1章 第3節 1頁	<p><u>第3節 計画の基本方針</u> <u>1 防災組織</u> <u>(1) 帯広市防災会議</u> <u>ア 帯広市防災会議は、市長を会長とし、災害対策基本法第16条第6項の規定に基づく帯広市防災会議条例(昭和38年4月1日条例第1号)第3条第5項に定める者を委員として組織するものであり、本市における災害に関する基本方針及び計画を作成し、その実施の推進を図るとともに災害情報の収集、機関相互間の連絡調整等を行うものである。</u> … 省略 …</p>	<p><u>第4節 計画の基本方針</u> <u>1 防災組織</u> <u>(1) 帯広市防災会議</u> <u>ア 帯広市防災会議は、市長を会長とし、災害対策基本法第16条第6項の規定に基づく帯広市防災会議条例(昭和38年4月1日条例第1号)第3条第5項に定める者を委員として組織するものであり、その所掌事務としては、帯広市地域防災計画の作成及びその実施の推進、市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議及び意見を述べることを任務とするものである。</u> … 省略 …</p>	帯広市防災会議条例の一部改正による修正

ウ 防災会議の構成



ウ 防災会議の構成



災害対策基本法及び市条例の改正に係る追記(新たな構成員の追加)

2 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱

(2) 指定地方行政機関

機関名	事務又は業務
北海道農政事務所 帯広地域センター	①災害時における <u>主要食糧の応急供給</u> に関すること。 ②災害 <u>応急飼料対策</u> に関すること。

(4) 北海道

機関名	事務又は業務
十勝総合振興局 (地域政策部) (建設管理部) (保健環境部) (森林室)	①十勝総合振興局地域災害対策連絡協議会に関する事務を行うこと。 ②防災に関する組織の整備を図り、資材の備蓄その他、災害予防措置を講ずること。 ③災害応急対策及び災害復旧対策を実施すること。 ④市町村及び指定地方公共機関の処理する防災に関する事務、及び業務の実施を助け総合調整を図ること。 ⑤自衛隊に災害派遣要請を行うこと。 ⑥管轄する道路及び河川についての維持管理及び災害応急対策並びに災害復旧を行うこと。 ⑦水防技術の指導に関すること。 ⑧災害時における応急医療、給水、防疫、感染症の予防、環境衛生保持及び食品衛生保持、医薬品並びに衛生材料等の供給の調整に関すること。 ⑨十勝地区林野予消防対策協議会及び市町村林野火災予消防対策協議会との連絡調整に関すること

2 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱

(2) 指定地方行政機関

機関名	事務又は業務
北海道農政事務所 帯広地域センター	①災害時における <u>応急用食料の調達及び供給</u> に関すること。 ②災害における <u>応急飼料の調達及び供給</u> に関すること。

(4) 北海道

機関名	事務又は業務
十勝総合振興局 (地域政策部) (建設管理部) (保健環境部) (森林室)	①十勝総合振興局地域災害対策連絡協議会に関する事務を行うこと。 ②防災に関する組織の整備を図り、資材の備蓄その他、災害予防措置を講ずること。 ③ <u>防災知識の普及及び教育並びに過去の災害から得られた教訓を伝承する活動を支援すること。</u> ④災害応急対策及び災害復旧対策を実施すること。 ⑤市町村及び指定地方公共機関の処理する防災に関する事務、及び業務の実施を助け総合調整を図ること。 ⑥自衛隊に災害派遣要請を行うこと。 ⑦管轄する道路及び河川についての維持管理及び災害応急対策並びに災害復旧を行うこと。 ⑧水防技術の指導に関すること。 ⑨災害時における応急医療、給水、防疫、感染症の予防、環境衛生保持及び食品衛生保持、医薬品並びに衛生材料等の供給の調整に関すること。 ⑩十勝地区林野予消防対策協議会及び市町村林野火災予消防対策協議会との連絡調整に関すること

北海道農政事務所
の業務に合わせた修正

北海道業務に合わせた追記

第1章 第3節 7頁	<p>(7) 指定地方公共機関 (公共的施設の管理者及び都道府県地域においてガス、輸送その他の公益的事業を営む法人で道が指定するもの)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機 関 名</th> <th>事 務 又 は 業 務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>帯広市医師会</td> <td>①災害時における医療関係機関との連絡調整及び救急医療に関すること。</td> </tr> <tr> <td>(社)十勝歯科医師会</td> <td>①災害時における歯科医療活動に関すること。</td> </tr> <tr> <td>(社)北海道薬剤師会十勝支部</td> <td>①災害時において医療機関と連携し、薬剤の調達を行うこと。</td> </tr> <tr> <td>(社)北海道獣医師会十勝支部</td> <td>①災害時における家畜等の処方・処置に関すること。</td> </tr> </tbody> </table> <p>… 省略 …</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>帯広ガス(株)</td> <td>①ガス供給施設の防護、災害時供給及び規制を行うこと。 ②非常災害時の火災、中毒事故防止及び応急施策を行うこと。</td> </tr> <tr> <td>帯広市土地改良区</td> <td>①水門、閘門又は溜池の防災管理に関すること。</td> </tr> <tr> <td>(社)十勝地区バス協会</td> <td>①災害時における市民及びその他の輸送支援に関すること。</td> </tr> <tr> <td>(社)十勝地区トラック協会</td> <td>①災害時における緊急物資及び災害対策用資材等の緊急輸送に関すること。</td> </tr> <tr> <td>北海道警備業協会帯広支部</td> <td>①災害時における交通誘導業務及び避難所の警備に関すること。</td> </tr> <tr> <td>(社)北海道LPガス協会十勝支部</td> <td>①ガス供給施設の防護、災害時供給及び規制を行うこと。 ②非常災害時の火災、中毒事故防止及び応急施策を行うこと。</td> </tr> </tbody> </table>	機 関 名	事 務 又 は 業 務	帯広市医師会	①災害時における医療関係機関との連絡調整及び救急医療に関すること。	(社)十勝歯科医師会	①災害時における歯科医療活動に関すること。	(社)北海道薬剤師会十勝支部	①災害時において医療機関と連携し、薬剤の調達を行うこと。	(社)北海道獣医師会十勝支部	①災害時における家畜等の処方・処置に関すること。	帯広ガス(株)	①ガス供給施設の防護、災害時供給及び規制を行うこと。 ②非常災害時の火災、中毒事故防止及び応急施策を行うこと。	帯広市土地改良区	①水門、閘門又は溜池の防災管理に関すること。	(社)十勝地区バス協会	①災害時における市民及びその他の輸送支援に関すること。	(社)十勝地区トラック協会	①災害時における緊急物資及び災害対策用資材等の緊急輸送に関すること。	北海道警備業協会帯広支部	①災害時における交通誘導業務及び避難所の警備に関すること。	(社)北海道LPガス協会十勝支部	①ガス供給施設の防護、災害時供給及び規制を行うこと。 ②非常災害時の火災、中毒事故防止及び応急施策を行うこと。	<p>(7) 指定地方公共機関 (公共的施設の管理者及び都道府県地域においてガス、輸送その他の公益的事業を営む法人で道が指定するもの)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機 関 名</th> <th>事 務 又 は 業 務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(一社)帯広市医師会</td> <td>①災害時における医療関係機関との連絡調整及び救急医療に関すること。</td> </tr> <tr> <td>(一社)十勝歯科医師会</td> <td>①災害時における歯科医療活動に関すること。</td> </tr> <tr> <td>(一社)北海道薬剤師会十勝支部</td> <td>①災害時において医療機関と連携し、薬剤の調達を行うこと。</td> </tr> <tr> <td>(公社)北海道獣医師会十勝支部</td> <td>①災害時における家畜等の処方・処置に関すること。</td> </tr> </tbody> </table> <p>… 省略 …</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>帯広ガス(株)</td> <td>①ガス供給施設の防護、災害時供給及び規制を行うこと。 ②非常災害時の火災、中毒事故防止及び応急施策を行うこと。</td> </tr> <tr> <td>帯広市土地改良区</td> <td>①水門、閘門又は溜池の防災管理に関すること。</td> </tr> <tr> <td>(一社)北海道バス協会</td> <td>①災害時における市民及びその他の輸送支援に関すること。</td> </tr> <tr> <td>(一社)十勝地区トラック協会</td> <td>①災害時における緊急物資及び災害対策用資材等の緊急輸送に関すること。</td> </tr> <tr> <td>(一社)北海道警備業協会帯広支部</td> <td>①災害時における交通誘導業務及び避難所の警備に関すること。</td> </tr> <tr> <td>(一社)北海道LPガス協会十勝支部</td> <td>①ガス供給施設の防護、災害時供給及び規制を行うこと。 ②非常災害時の火災、中毒事故防止及び応急施策を行うこと。</td> </tr> </tbody> </table>	機 関 名	事 務 又 は 業 務	(一社)帯広市医師会	①災害時における医療関係機関との連絡調整及び救急医療に関すること。	(一社)十勝歯科医師会	①災害時における歯科医療活動に関すること。	(一社)北海道薬剤師会十勝支部	①災害時において医療機関と連携し、薬剤の調達を行うこと。	(公社)北海道獣医師会十勝支部	①災害時における家畜等の処方・処置に関すること。	帯広ガス(株)	①ガス供給施設の防護、災害時供給及び規制を行うこと。 ②非常災害時の火災、中毒事故防止及び応急施策を行うこと。	帯広市土地改良区	①水門、閘門又は溜池の防災管理に関すること。	(一社)北海道バス協会	①災害時における市民及びその他の輸送支援に関すること。	(一社)十勝地区トラック協会	①災害時における緊急物資及び災害対策用資材等の緊急輸送に関すること。	(一社)北海道警備業協会帯広支部	①災害時における交通誘導業務及び避難所の警備に関すること。	(一社)北海道LPガス協会十勝支部	①ガス供給施設の防護、災害時供給及び規制を行うこと。 ②非常災害時の火災、中毒事故防止及び応急施策を行うこと。	新公益法人制度に伴う、一般社団法人又は公益社団法人への以降を反映
機 関 名	事 務 又 は 業 務																																														
帯広市医師会	①災害時における医療関係機関との連絡調整及び救急医療に関すること。																																														
(社)十勝歯科医師会	①災害時における歯科医療活動に関すること。																																														
(社)北海道薬剤師会十勝支部	①災害時において医療機関と連携し、薬剤の調達を行うこと。																																														
(社)北海道獣医師会十勝支部	①災害時における家畜等の処方・処置に関すること。																																														
帯広ガス(株)	①ガス供給施設の防護、災害時供給及び規制を行うこと。 ②非常災害時の火災、中毒事故防止及び応急施策を行うこと。																																														
帯広市土地改良区	①水門、閘門又は溜池の防災管理に関すること。																																														
(社)十勝地区バス協会	①災害時における市民及びその他の輸送支援に関すること。																																														
(社)十勝地区トラック協会	①災害時における緊急物資及び災害対策用資材等の緊急輸送に関すること。																																														
北海道警備業協会帯広支部	①災害時における交通誘導業務及び避難所の警備に関すること。																																														
(社)北海道LPガス協会十勝支部	①ガス供給施設の防護、災害時供給及び規制を行うこと。 ②非常災害時の火災、中毒事故防止及び応急施策を行うこと。																																														
機 関 名	事 務 又 は 業 務																																														
(一社)帯広市医師会	①災害時における医療関係機関との連絡調整及び救急医療に関すること。																																														
(一社)十勝歯科医師会	①災害時における歯科医療活動に関すること。																																														
(一社)北海道薬剤師会十勝支部	①災害時において医療機関と連携し、薬剤の調達を行うこと。																																														
(公社)北海道獣医師会十勝支部	①災害時における家畜等の処方・処置に関すること。																																														
帯広ガス(株)	①ガス供給施設の防護、災害時供給及び規制を行うこと。 ②非常災害時の火災、中毒事故防止及び応急施策を行うこと。																																														
帯広市土地改良区	①水門、閘門又は溜池の防災管理に関すること。																																														
(一社)北海道バス協会	①災害時における市民及びその他の輸送支援に関すること。																																														
(一社)十勝地区トラック協会	①災害時における緊急物資及び災害対策用資材等の緊急輸送に関すること。																																														
(一社)北海道警備業協会帯広支部	①災害時における交通誘導業務及び避難所の警備に関すること。																																														
(一社)北海道LPガス協会十勝支部	①ガス供給施設の防護、災害時供給及び規制を行うこと。 ②非常災害時の火災、中毒事故防止及び応急施策を行うこと。																																														
第1章 第4節 8頁	第4節 帯広市の現況	第5節 帯広市の現況																																													
第1章 第5節 9頁	第5節 帯広市周辺における地震の発生状況	第6節 帯広市周辺における地震の発生状況																																													

第1章 第6節 12-4頁	第6節 地震の想定	第7節 地震の想定	
第1章 第6節 13項	<p style="text-align: center;">第2章 災害予防計画</p> <p>平成7年1月の阪神・淡路大震災が、それまでの都市防災対策の概念を遥かに越える甚大な被害をもたらしたことを契機に、帯広市では、地震による災害を最小限に防止するために必要な施策は次に定めるところによる。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px auto; width: 80%;"> <p style="text-align: center;">第2章の構成の変更</p> <p>第2章 予防計画</p> <ul style="list-style-type: none"> 第1節 地震に強いまちづくり推進計画 第2節 防災訓練計画 第3節 火災予防計画 第4節 危険物等災害予防計画 第5節 建築物等災害予防計画 第6節 土砂災害予防計画 第7節 液状化災害予防計画 第8節 食糧等の調達・確保及び防災資機材等の整備に関する計画 第9節 避難体制整備計画 第10節 災害時要援護者対策計画 第11節 積雪・寒冷対策計画 第12節 地震防災知識の普及・啓発に関する計画 第13節 市民の心構え 第14節 自主防災組織の育成等に関する計画 </div>	<p style="text-align: center;">第2章 災害予防計画</p> <p>市及び防災関係機関は、地震による災害の発生及び拡大の防止を図ることを目的に、災害予防対策を積極的に推進するとともに、市民及び事業所は、平常時より災害に対する備えを心がけるよう努めるものとする。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px auto; width: 80%;"> <p style="text-align: center;">第2章の構成の変更</p> <p>第2章 災害予防計画</p> <ul style="list-style-type: none"> 第1節 市民の心構え(第13節から) 第2節 地震に強いまちづくり推進計画(第1節から) 第3節 地震防災知識の普及・啓発に関する計画(第12節から) 第4節 防災訓練計画(第2節から) 第5節 食料等の調達・確保及び防災資機材等の整備(第8節から) 第6節 相互応援体制整備計画(新設) 第7節 自主防災組織の育成等に関する計画(第14節から) 第8節 避難体制整備計画(第9節から) 第9節 災害時要援護者対策計画(第10節から) 第10節 火災予防計画(第3節から) 第11節 危険物等災害予防計画(第4節から) 第12節 建築物等災害予防計画(第5節から) 第13節 土砂災害予防計画(第6節から) 第14節 液状化災害予防計画(第7節から) 第15節 積雪・寒冷対策計画(第11節から) </div>	<p>市民及び事業所も含めた予防計画として</p> <p>自助・共助・公助の役割分担から再整理</p>
第2章 第1節 13頁	第1節 地震に強いまちづくり推進計画	第2節 地震に強いまちづくり推進計画	
第2章 第2節 15頁	<p>第2節 防災訓練計画</p> <p>地震発生による被害を最小限に食い止めるためには、より実践的な防災訓練の実施により市民の防災意識を高め、自主防災組織の結成や防災活動への積極的な参加を促進し、災害時の応急対策を円滑に実施する基盤づくりを進めるものとする。</p> <p>1 訓練実施機関</p> <p>訓練は、帯広市防災会議の構成機関の長、防災上重要な施設の管理者等、災害予防責任者が自主的に訓練計画を作成し、もしくは実施し、又は他の災害予防責任者と共同して実施するものとする。</p>	<p>第4節 防災訓練計画</p> <p>地震発生による被害を最小限に食い止めるためには、より実践的な防災訓練の実施により市民の防災意識を高め、自主防災組織の結成や防災活動への積極的な参加を促進し、災害時の応急対策を円滑に実施する基盤づくりを進めるものとする。</p> <p>1 訓練実施機関</p> <p>訓練は、帯広市防災会議の構成機関の長、防災上重要な施設の管理者等、災害予防責任者が自主的に訓練計画を作成し、もしくは実施し、又は他の災害予防責任者と共同して実施するものとする。</p> <p>また、学校、自主防災組織、民間企業、ボランティア団体、災害時要援護者を含めた地域住民等の地域に関係する多様な主体と連携した訓練を実施す</p>	<p>防災基本計画の修正に伴う追記(多様な主体による共同防災訓練の実施、実践的な訓練の実施と事後評価)</p>

第2章 第2節 15頁		るよう努めるとともに、訓練後において評価を行い、それを踏まえた体制の改善について検討するものとする。	
第2章 第3節 17頁	第3節 火災予防計画	第10節 火災予防計画	
第2章 第4節 18頁	第4節 危険物等災害予防計画	第11節 危険物等災害予防計画	
第2章 第5節 19頁	第5節 建築物等災害予防計画	第12節 建築物等災害予防計画	
第2章 第6節 20頁	第6節 土砂災害予防計画	第13節 土砂災害予防計画	
第2章 第7節 21頁	第7節 液状化災害予防計画	第14節 液状化災害予防計画	
第2章 第8節 22頁	<p>第8節 食糧等の調達・確保及び防災資機材の整備</p> <p>災害時においては、時間の経過とともに食糧等をはじめ様々な物資の確保や応急資機材が必要となってくる。</p> <p>しかしながら、災害時の混乱した状況で調達することは非常な困難を伴い、かつ、調達の遅れから被災地域における応急活動に甚大な影響を及ぼすおそれもある。このため、平素から必要な物資や資機材等の備蓄及び確保について十分な配慮をし、緊急時に迅速、適切に必要な措置がとれるように努めるものとする。</p> <p>1 食糧等の確保</p> <p>(1) 市は、予め食糧関係機関及び保有業者と食糧調達に関する協定を締結するなど、備蓄・調達体制を整備し、災害時における食糧の確保に努めるものとする。</p> <p>また、市長は、応急飲料水の確保及び応急給水資機材の整備（備蓄）に努めるものとする。</p> <p>(2) 市は、防災週間や防災関連行事等を通じ、住民に対し、<u>2～3日分の食糧及び飲料水の備蓄に努めるよう啓発を行うものとする。</u></p> <p>2 備蓄倉庫及び分散備蓄の状況</p> <p>(2) 農村部の備蓄拠点づくり</p> <p>農村部に救援物資の備蓄拠点を設ける必要があることから、大正農業者トレーニングセンターを活用するとともに、救援物資の供給体制等の万全を期するものとする。なお、平成21年度以降については、避難所ごとに防災資機材、及び非常用食糧等の整備に努めている。</p>	<p>第5節 食料等の調達・確保及び防災資機材の整備</p> <p>災害時においては、時間の経過とともに食料等をはじめ様々な物資の確保や応急資機材が必要となってくる。</p> <p>しかしながら、災害時の混乱した状況で調達することは非常な困難を伴い、かつ、調達の遅れから被災地域における応急活動に甚大な影響を及ぼすおそれもある。このため、平素から必要な物資や資機材等の備蓄及び確保について十分な配慮をし、緊急時に迅速、適切に必要な措置がとれるように努めるものとする。</p> <p>1 食料等の確保</p> <p>(1) 市は、予め食料関係機関及び保有業者と食料調達に関する協定を締結するなど、備蓄・調達体制を整備し、災害時における食料の確保に努めるものとする。</p> <p>また、市長は、応急飲料水の確保及び応急給水資機材の整備（備蓄）に努めるものとする。</p> <p>(2) 市は、防災週間や防災関連行事等を通じ、住民に対し、<u>3日分の食料及び飲料水、携帯トイレ、トイレトーパー等の備蓄に努めるよう啓発を行うものとする。</u></p> <p>2 備蓄倉庫及び分散備蓄の状況</p> <p>(2) 農村部の備蓄拠点づくり</p> <p>農村部に救援物資の備蓄拠点を設ける必要があることから、大正農業者トレーニングセンターを活用するとともに、救援物資の供給体制等の万全を期するものとする。なお、平成21年度以降については、避難所ごとに防災資機材、及び非常用食料等の整備に努めている。</p>	<p>「食糧」は、穀物に限定されるとの誤解を招くため「食料」と表記</p> <p>道地域防災計画に準拠</p>

<p>第2章 第8節 22頁</p>	<p>第8節 食糧等の調達・確保及び防災資機材の整備 災害時には、時間の経過とともに食糧等をはじめ様々な物資の確保や 応急資機材が必要となってくる。 しかしながら、災害時の混乱した状況で調達することは非常な困難を伴い、 かつ、調達の遅れから被災地域における応急活動に甚大な影響を及ぼすおそれ もある。このため、平素から必要な物資や資機材等の備蓄及び確保について十 分な配慮をし、緊急時に迅速、適切に必要な措置がとれるように努めるものと する。</p> <p>1 食糧等の確保 (1) 市は、予め食糧関係機関及び保有業者と食糧調達に関する協定を締結す るなど、備蓄・調達体制を整備し、災害時における食糧の確保に努めるも のとする。 また、市長は、応急飲料水の確保及び応急給水資機材の整備（備蓄）に 努めるものとする。 (2) 市は、防災週間や防災関連行事等を通じ、住民に対し、<u>2～3日分の食 糧及び飲料水の備蓄に努めるよう啓発を行うものとする。</u></p> <p>2 備蓄倉庫及び分散備蓄の状況 (2) 農村部の備蓄拠点づくり 農村部に救援物資の備蓄拠点を設ける必要があることから、大正農業 者トレーニングセンターを活用するとともに、救援物資の供給体制等の 万全を期するものとする。なお、平成21年度以降については、避難所 ごとに防災資機材、及び非常用食糧等の整備に努めている。</p>	<p>第5節 食料等の調達・確保及び防災資機材の整備 災害時には、時間の経過とともに食料等をはじめ様々な物資の確保や 応急資機材が必要となってくる。 しかしながら、災害時の混乱した状況で調達することは非常な困難を伴い、 かつ、調達の遅れから被災地域における応急活動に甚大な影響を及ぼすおそれ もある。このため、平素から必要な物資や資機材等の備蓄及び確保について十 分な配慮をし、緊急時に迅速、適切に必要な措置がとれるように努めるものと する。</p> <p>1 食料等の確保 (1) 市は、予め食料関係機関及び保有業者と食料調達に関する協定を締結す るなど、備蓄・調達体制を整備し、災害時における食料の確保に努めるも のとする。 また、市長は、応急飲料水の確保及び応急給水資機材の整備（備蓄）に 努めるものとする。 (2) 市は、防災週間や防災関連行事等を通じ、住民に対し、<u>3日分の食料及 び飲料水、携帯トイレ、トイレトーパー等の備蓄に努めるよう啓発を 行うものとする。</u></p> <p>2 備蓄倉庫及び分散備蓄の状況 (2) 農村部の備蓄拠点づくり 農村部に救援物資の備蓄拠点を設ける必要があることから、大正農業 者トレーニングセンターを活用するとともに、救援物資の供給体制等の 万全を期するものとする。なお、平成21年度以降については、避難所 ごとに防災資機材、及び非常用食料等の整備に努めている。</p>	<p>「食糧」は、 穀物に限定 されるとの 誤解を招く ため「食料」 と表記</p> <p>道地域防災 計画に準拠</p>
<p>第2章 第8節 23頁</p>	<p>3 企業・業界団体との優先供給協定等の締結 災害救援用物資の備蓄には、保管場所や保存期間等の関係から、帯広市の みで備蓄するには自ずと限界がある。また、積雪寒冷の地にある本市の地域 特性から冬期間での災害発生に対応する暖房機器等や暖房用燃料確保につ いては具体的対策が不可欠である。 さらに、物資等の輸送供給にも十分な対応ができないことが予測されるこ とから、関係する民間企業や業界団体等とあらかじめ協定を締結し、食糧や 応急物資の確保に万全を期しているところである。</p>	<p>3 企業・業界団体との優先供給協定等の締結 災害救援用物資の備蓄には、保管場所や保存期間等の関係から、帯広市の みで備蓄するには自ずと限界がある。また、積雪寒冷の地にある本市の地域 特性から冬期間での災害発生に対応する暖房機器等や暖房用燃料確保につ いては具体的対策が不可欠である。 さらに、物資等の輸送供給にも十分な対応ができないことが予測されるこ とから、関係する民間企業や業界団体等とあらかじめ協定を締結し、食料や 応急物資の確保に万全を期しているところである。</p>	<p>「食糧」は、 穀物に限定 されるとの 誤解を招く ため「食料」 と表記</p>

<p>第2章 第8節 23頁</p>	<p>(1) 企業・団体との優先供給協定等の締結状況</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>協定の名称</th> <th>協定締結企業・団体名称</th> <th>協定締結年月日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>…省略…</td> <td>…省略…</td> <td>…省略…</td> </tr> <tr> <td>災害時における石油類等の優先供給に関する協定</td> <td>帯広地方石油業協同組合</td> <td>平成24年6月4日</td> </tr> <tr> <td>災害時におけるレンタル機材の優先供給に関する協定</td> <td>北海道建設機械レンタル協会帯広支部</td> <td>平成24年11月9日</td> </tr> </tbody> </table>	協定の名称	協定締結企業・団体名称	協定締結年月日	…省略…	…省略…	…省略…	災害時における石油類等の優先供給に関する協定	帯広地方石油業協同組合	平成24年6月4日	災害時におけるレンタル機材の優先供給に関する協定	北海道建設機械レンタル協会帯広支部	平成24年11月9日	<p>(1) 企業・団体との優先供給協定等の締結状況</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>協定の名称</th> <th>協定締結企業・団体名称</th> <th>協定締結年月日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>…省略…</td> <td>…省略…</td> <td>…省略…</td> </tr> <tr> <td>災害時における石油類等の優先供給に関する協定</td> <td>帯広地方石油業協同組合</td> <td>平成24年6月4日</td> </tr> <tr> <td>災害時におけるレンタル機材の優先供給に関する協定</td> <td>北海道建設機械レンタル協会帯広支部</td> <td>平成24年11月9日</td> </tr> <tr> <td>災害時における飲料の供給に関する協定</td> <td>(株)伊藤園</td> <td>平成25年6月7日</td> </tr> <tr> <td>災害時における畳の供給に関する協定</td> <td>(株)伊吹畳内装</td> <td>平成25年10月21日</td> </tr> </tbody> </table>	協定の名称	協定締結企業・団体名称	協定締結年月日	…省略…	…省略…	…省略…	災害時における石油類等の優先供給に関する協定	帯広地方石油業協同組合	平成24年6月4日	災害時におけるレンタル機材の優先供給に関する協定	北海道建設機械レンタル協会帯広支部	平成24年11月9日	災害時における飲料の供給に関する協定	(株)伊藤園	平成25年6月7日	災害時における畳の供給に関する協定	(株)伊吹畳内装	平成25年10月21日	<p>協定企業の追加</p>
協定の名称	協定締結企業・団体名称	協定締結年月日																															
…省略…	…省略…	…省略…																															
災害時における石油類等の優先供給に関する協定	帯広地方石油業協同組合	平成24年6月4日																															
災害時におけるレンタル機材の優先供給に関する協定	北海道建設機械レンタル協会帯広支部	平成24年11月9日																															
協定の名称	協定締結企業・団体名称	協定締結年月日																															
…省略…	…省略…	…省略…																															
災害時における石油類等の優先供給に関する協定	帯広地方石油業協同組合	平成24年6月4日																															
災害時におけるレンタル機材の優先供給に関する協定	北海道建設機械レンタル協会帯広支部	平成24年11月9日																															
災害時における飲料の供給に関する協定	(株)伊藤園	平成25年6月7日																															
災害時における畳の供給に関する協定	(株)伊吹畳内装	平成25年10月21日																															
<p>第2章 第9節 26頁</p> <p>27頁</p>	<p>第9節 避難体制整備計画</p> <p>4 避難計画</p> <p>(1) 避難計画 …省略… オ 避難場所の開設に伴う被災者救護措置に関する事項 (ア) 給水、給食措置 (イ) 毛布、寝具等の支給 (ウ) 衣料、日用必需品の支給 (エ) 負傷者に対する応急救護 …省略… (2) 防災上重要な施設の管理等 …省略… オ 保健、衛生及び給食等の実施方法</p> <p>5 施設の整備計画</p> <p>(2) 避難場所においては、混乱防止のため情報提供、指示伝達を適切に行う必要があることから、これらに対応するための施設に同報系無線を<u>早期に整備し、災害に備えるものとする。</u></p>	<p>第8節 避難体制整備計画</p> <p>4 避難計画</p> <p>(1) 避難計画 …省略… オ 避難場所の開設に伴う被災者救護措置に関する事項 (ア) 給水、給食措置 (イ) 毛布、寝具等の支給 (ウ) 衣料、日用必需品の支給 (エ) <u>暖房及び発電機用燃料確保</u> (オ) 負傷者に対する応急救護 …省略… (2) 防災上重要な施設の管理等 …省略… オ 保健、衛生及び給食等の実施方法 カ <u>暖房及び発電機の燃料確保の方法</u></p> <p>5 施設の整備計画</p> <p>(2) 避難場所においては、混乱防止のため情報提供、指示伝達を適切に行う必要があることから、これらに対応するための施設に同報系無線を整備し、災害に備えるものとする。</p>	<p>燃料の確保について追記</p>																														

<p>第2章 第10節 28頁</p>	<p>第10節 災害時要援護者対策計画 1 安全対策 (1) 市の対策 市は、防災担当部と医療福祉担当部との連携の下、消防団、自主防災組織等の防災関係機関及び平常時から災害時要援護者と接している社会福祉協議会、民生委員、介護保険制度関係者、<u>障がい者団体等の福祉関係者と協力して、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦等の災害時要援護者の避難支援の体制を整備し、災害時要援護者に関する情報の共有、避難支援計画の策定等に努めるものとする。</u></p> <p><u>ア 災害時要援護者の実態を把握すること。</u></p> <p><u>イ 災害時要援護者に対しては、地域ぐるみの協力のもとに、きめ細かな緊急連絡体制の確立を図ること。</u> <u>ウ 災害時要援護者に対する避難誘導等の方法について、あらかじめ定めること。</u> また、避難所や避難路の指定にあたっては、地域の災害時要援護者の実態に合わせて利便性や安全性を十分配慮するとともに、地域の実情に応じた防災知識等の普及・啓発等に努めること。 <u>エ 災害時要援護者が自らの対応能力を高めるために、災害時要援護者の態様に応じた防災教育や防災訓練の充実強化を図ること。</u></p> <p>(2) 社会福祉施設等の対策 <u>ア 社会福祉施設等の管理者は、利用者や入所者が災害時要援護者であるため、施設の災害に対する安全性を高めることが重要であることから、電気・水道等の供給停止に備えて、施設入所者が最低限度の生活維持に</u></p>	<p>第9節 災害時要援護者対策計画 1 安全対策 (1) 市の対策 市は、防災担当部と医療福祉担当部との連携の下、消防団、自主防災組織等の防災関係機関及び平常時から災害時要援護者と接している社会福祉協議会、民生委員、介護保険制度関係者、<u>障害者団体等の福祉関係者と協力して、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等の災害時要援護者の避難支援の体制を整備し、災害時要援護者の支援に努めるものとする。</u> <u>なお、市では災害に対する災害時要援護者への配慮について定めた「帯広市災害時要援護者避難支援計画(平成22年2月22日)」(以下「おびひろ避難支援プラン」という。)に基づく支援体制の確立を進める。</u> <u>ア 災害時要援護者対象者台帳(以下「要援護者台帳」という。)の作成</u> <u>要援護者台帳作成にあたっては、次の項目について定めるものとする。</u> <u>詳細については、「おびひろ避難支援プラン」に記載する。</u> <u>(ア) 要援護者台帳に記載する者の範囲</u> <u>(イ) 要援護者台帳作成に関する関係部署の役割分担</u> <u>(ウ) 要援護者台帳作成に必要な個人情報及びその入手方法</u> <u>(エ) 要援護者台帳の更新に関する事項</u> <u>イ 平常時における要援護者台帳情報の提供</u> <u>平常時における要援護者台帳情報の提供については、要援護者台帳に記載されている者のうち、災害時要援護者の同意を得ている者の要援護者台帳情報とし、「おびひろ避難支援プラン」による個別計画作成協議会の構成員とする。</u> <u>ウ 要援護者台帳情報を提供する場合の配慮</u> <u>要援護者台帳情報の漏えい防止のため、必要な措置を要援護者台帳情報の提供先に求め、個人の権利利益の保護に必要な措置を講ずること。</u> <u>エ 災害時要援護者に対しては、地域ぐるみの協力のもとに、きめ細かな緊急連絡体制の確立を図ること。</u> <u>オ 災害時要援護者に対する避難誘導等の方法について、あらかじめ定めること。</u> また、避難所や避難路の指定にあたっては、地域の災害時要援護者の実態に合わせて利便性や安全性を十分配慮するとともに、地域の実情に応じた防災知識等の普及・啓発等に努めること。 <u>カ 災害時要援護者が自らの対応能力を高めるために、災害時要援護者の態様に応じた防災教育や防災訓練の充実強化を図ること。</u> <u>キ 災害時要援護者が必要な生活支援や相談等が受けられるよう特別な配慮を行う避難所(以下「福祉避難所」という。)を確保するため、災害時における福祉避難所の使用に関する協定の締結など災害時要援護者の避難支援体制の整備に取り組むこと。</u></p> <p>(2) 社会福祉施設等の対策 <u>ア 社会福祉施設等の管理者は、利用者や入所者が災害時要援護者であるため、施設の災害に対する安全性を高めることが重要であることから、電気・水道等の供給停止に備えて、施設入所者が最低限度の生活維持に必</u></p>	<p>災害対策基本法の改正に伴う追記(新たな避難行動要支援者名簿の作成等)</p> <p>福祉避難所の追記</p>
-----------------------------	---	---	---

第2章 第10節 28頁 29頁	<p>必要な食糧、飲料水、医薬品等の備蓄に努めるとともに、施設の機能の応急復旧等に必要な防災資機材の整備に努めるものとする。</p> <p>2 援助活動 (2) 避難所等への移送 災害時要援護者を確認した場合は、速やかに負傷の有無や周囲の状況等を総合的に判断して以下の措置を講ずるものとする。 ア 避難所への移動 イ 病院への移送 ウ 施設等への緊急入所</p>	<p>要な食料、飲料水、医薬品等の備蓄に努めるとともに、施設の機能の応急復旧等に必要な防災資機材の整備に努めるものとする。</p> <p>2 援助活動 (2) 避難所等への移送 災害時要援護者を確認した場合は、速やかに負傷の有無や周囲の状況等を総合的に判断して以下の措置を講ずるものとする。 ア 避難所若しくは福祉避難所への移動 イ 病院への移送 ウ 施設等への緊急入所</p>	
第2章 第11節 30頁	<p>第11節 積雪・寒冷対策計画 4 寒冷対策の推進 (1) 避難所対策 市は、避難施設における暖房等の需要の増大が予想されるため、<u>あらかじめ民間企業・団体と屋内用大型暖房機等の優先供給に関する協定を締結</u>するなど、暖房器具等の確保に努めるものとする。 また、電力供給が遮断された場合における暖房設備の電源確保のため、<u>非常電源等確保に努めるものとする。</u></p>	<p>第15節 積雪・寒冷対策計画 4 寒冷対策の推進 (1) 避難所対策 市は、避難施設における暖房等の需要の増大が予想されるため、<u>暖房器具等の備蓄や民間企業・団体と屋内用大型暖房機等の優先供給に関する協定を締結</u>するなど、暖房器具等の確保に努めるものとする。 また、電力供給が遮断された場合における暖房設備の電源確保のため、<u>非常電源等確保に努めるものとする。</u></p>	暖房器具等の備蓄の追加
第2章 第12節 32頁	第12節 地震防災知識の普及・啓発に関する計画	第3節 地震防災知識の普及・啓発に関する計画	
第2章 第13節 34頁	<p>第13節 市民の心構え 阪神・淡路大震災の経験を踏まえ、市民は、自らの身の安全は自らが守るのが基本であるとの自覚を持ち、平常時より災害に対する備えを心がけるとともに、災害時には自らの身の安全を守るよう行動することが重要である。 地震発生時に、市民は、家庭または職場等において、個人または共同で、人命の安全を第一として混乱の防止に留意しつつ、地震災害による被害の発生を最小限にとどめるために必要な措置をとるものとする。</p> <p>1 家庭における措置 (1) 平常時の心得 ア 地域の避難場所・避難経路及び家族の集合場所や連絡方法を確認すること。 イ 建物の補強、家具の固定をすること。 ウ 火気器具の点検や火気周辺の可燃物に注意すること。 エ 飲料水や消火器の用意をすること。 オ <u>非常用食糧、救急用品、非常持出用品を準備</u>すること。 カ 地域の防災訓練にすすんで参加すること。 キ 隣近所と地震時の協力について話し合うこと。</p>	<p>第1節 市民の心構え 阪神・淡路大震災や東日本大震災の経験を踏まえ、市民は、自らの身の安全は自らが守るのが基本であるとの自覚を持ち、平常時より災害に対する備えを心がけるとともに、災害時には自らの身の安全を守るよう行動することが重要である。 地震発生時に、市民は、家庭または職場等において、個人または共同で、人命の安全を第一として混乱の防止に留意しつつ、地震災害による被害の発生を最小限にとどめるために必要な措置をとるものとする。</p> <p>1 家庭における措置 (1) 平常時の心得 ア 地域の避難場所・避難経路及び家族の集合場所や連絡方法を確認すること。 イ 建物の補強、家具の固定をすること。 ウ 火気器具の点検や火気周辺の可燃物に注意すること。 エ 飲料水や消火器の用意をすること。 オ <u>3日分の食料、飲料水、携帯トイレ、トイレットペーパー等の備蓄、非常持出用品(救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等)を準備</u>すること。 カ 地域の防災訓練にすすんで参加すること。 キ 隣近所と地震時の協力について話し合うこと。</p>	具体的な内容の記述 (道地域防災計画に準拠)

第2章 第13節 34頁	<p>(2) 地震発生時の心得</p> <p>ア まずわが身の安全を図ること。 イ すばやく火の始末をすること。</p> <p>ウ 火が出たらまず消火すること。 エ あわてて戸外に飛び出さず出口を確保すること。 オ 隣近所に声をかけること。 カ 避難は徒歩で、持物は最小限にすること。 キ みんなが協力しあって、応急救護を行うこと。 ク 正しい情報をつかみ、流言飛語に惑わされず、余震を恐れないこと。 ケ 秩序を守り、衛生に注意すること。</p> <p>2 職場における措置</p> <p>(2) 地震発生時の心得</p> <p>… 省略 …</p> <p>オ 近くの職場同志で協力し合うこと。 … 省略 …</p>	<p>(2) 地震発生時の心得</p> <p>ア まずわが身の安全を図ること。 イ <u>特に緊急地震速報を見聞きしたときは、まわりの人に声をかけながら周囲の状況に応じて、あわてずに、まず身の安全を確保する。</u> ウ すばやく火の始末をすること。 エ 火が出たらまず消火すること。 オ あわてて戸外に飛び出さず出口を確保すること。 カ 隣近所に声をかけること。 キ 避難は徒歩で、持物は最小限にすること。 ク みんなが協力しあって、応急救護を行うこと。 ケ 正しい情報をつかみ、流言飛語に惑わされないこと。 コ 秩序を守り、衛生に注意すること。</p> <p>2 職場における措置</p> <p>(2) 地震発生時の心得</p> <p>… 省略 …</p> <p>オ 近くの職場同志で協力し合うこと。 … 省略 …</p> <p>3 駅やデパート等の集客施設でとるべき措置</p> <p>ア <u>館内放送や係員の指示がある場合は、落ち着いてその指示に従い行動すること。</u> イ <u>あわてて出口・階段などに殺到しないこと。</u> ウ <u>吊り下がっている照明などの下から退避すること。</u></p> <p>4 街など屋外でとるべき措置</p> <p>ア <u>ブロック塀の倒壊や自動販売機の転倒に注意し、これらのそばから離れること。</u> イ <u>ビルからの壁、看板、割れたガラスの落下に備え、ビルのそばから離れること。</u> ウ <u>丈夫なビルのそばであれば、ビルの中に避難すること。</u></p>	<p>具体的な内容の記述 (道地域防災計画に準拠)</p> <p>集客施設、屋外での心構えの追記</p>
35頁	<p>3 運転者のとるべき措置</p> <p>(1) 走行中のとき</p> <p>ア 急ハンドル、急ブレーキを避けるなど、できるだけ安全な方法により、道路の左側に停止させること。 イ 停止後は、ラジオで地震情報や交通情報を聞き、その情報や周囲の状況に応じて行動すること。 ウ 車を置いて避難するときは、できるだけ道路外の場所に移動しておくこと。やむを得ず道路上に置いて避難するときは、道路の左側に寄せて駐車し、エンジンを切り、エンジンキーを付けたままとし、窓を閉め、ドアはロックしないこと。駐車するときは、避難する人の通行や災害応急対策の実施の妨げとなるような場所には駐車しないこと。</p>	<p>5 運転者のとるべき措置</p> <p>(1) 走行中のとき</p> <p>ア <u>走行中に車内のラジオ等で緊急地震速報を聞いたときは、後続の車が緊急地震速報を聞いていないおそれがあることを考慮し、ハザードランプを点灯するなどまわりの車に注意を促した後、緩やかに停止させること。</u> イ <u>走行中に大きな揺れを感じたときは、急ハンドル、急ブレーキを避けるなど、できるだけ安全な方法により、道路の左側に停止させること。</u> ウ 停止後は、ラジオ等で地震情報や交通情報を聞き、その情報や周囲の状況に応じて行動すること。 エ 車を置いて避難するときは、できるだけ道路外の場所に移動しておくこと。やむを得ず道路上に置いて避難するときは、道路の左側に寄せて駐車し、エンジンを切り、エンジンキーを付けたままとし、窓を閉め、ドアはロックしないこと。駐車するときは、避難する人の通行や災害応急対策の実施の妨げとなるような場所には駐車しないこと。</p>	<p>具体的な記述の追記</p>

<p>第2章 第13節 35頁</p>	<p>(2) 避難するとき 被災地域では、道路の破壊、物件の散乱等のほか、幹線道路等に車が集中することから交通が混乱するので、<u>原則として避難のため車を使用しないこと。</u></p>	<p>(2) 避難するとき 被災地域では、道路の破壊、物件の散乱等のほか、幹線道路等に車が集中することから交通が混乱するので、<u>やむを得ない場合を除き、避難のため車を使用しないこと。</u></p> <p>6 津波に対する心得 <u>地震が発生した場合、津波が発生することがあるので、ラジオ等で津波情報を聞き、行動をすること。</u> <u>(1) 強い揺れ又は弱くても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは迅速かつ自主的にできるだけ高い場所に避難すること。</u> <u>(2) 津波は繰り返し襲ってくるので、警報・注意報解除まで気をゆるめないこと。</u></p>	<p>津波に対する心構えの追記</p>
<p>第2章 第14節 36頁</p>	<p>第14節 自主防災組織の育成等に関する計画</p> <p>1 地域住民による自主防災組織 市は、地域ごとの自主防災組織の設置及び育成に努め、地域住民が一致団結して、初期活動や救出・救護活動をはじめ、<u>高齢者や障がい者等災害時要援護者の避難の誘導等防災活動が効果的に行われるよう協力体制の確立を図るものとする。</u></p> <p>2 事業所等の防災組織 多数の客等が利用し、又は従事する施設並びに危険物を取り扱う事業所及び、自衛消防組織が法令により義務付けられている事業所は、制度の徹底を図るとともに防災要員等の資質の向上に努めるものとする。 <u>また、その他の事業所についても、自主的な防災組織の設置など育成を図り、積極的な防災体制の整備、強化に努めるものとする。</u></p> <p>3 自主防災組織の編成 自主防災組織の活動を効果的に行うためには、既存の町内会組織を基本とした組織が重要であり、その組織の中で役割分担を明確にすることが必要であることから、基本的な組織編成として、別表のような編成例を掲げたところである。 なお、組織の編成にあたっては、民生委員と防災福祉班（町内会福祉部等の構成）が協力し、<u>障がい者、高齢者等の災害時要援護者に対する安全確保、避難誘導等に対応するように努めるものとする。</u></p>	<p>第7節 自主防災組織の育成等に関する計画</p> <p>1 地域住民による自主防災組織 市は、地域ごとの自主防災組織の設置及び育成に努め、地域住民が一致団結して、<u>消防団や事業所等と連携を行い、初期活動や救出・救護活動をはじめ、災害時要援護者の避難の誘導等防災活動が効果的に行われるよう協力体制の確立を図るものとする。</u></p> <p>2 事業所等の防災組織 <u>(1) 多数の客等が利用し、又は従事する施設並びに危険物を取り扱う事業所及び、自衛消防組織が法令により義務付けられている事業所は、制度の徹底を図るとともに防災要員等の資質の向上に努めるものとする。</u> <u>(2) その他の事業所についても、自主的な防災組織の設置など育成を図り、積極的な防災体制の整備、強化に努めるものとする。</u> <u>(3) 地域の防災力向上のため、地域が行う防災対策に協力するなど、防災活動の推進に努めるものとする。</u></p> <p>3 自主防災組織の編成 自主防災組織の活動を効果的に行うためには、既存の町内会組織を基本とした組織が重要であり、その組織の中で役割分担を明確にすることが必要であることから、基本的な組織編成として、別表のような編成例を掲げたところである。 なお、組織の編成にあたっては、民生委員と防災福祉班（町内会福祉部等の構成）が協力し、<u>災害時要援護者に対する安全確保、避難誘導等に対応するように努めるものとする。</u></p>	<p>地域連携の強化</p>

<p>第2章 第14節 36頁</p>	<p>4 組織の活動 (1) 平常時の活動 … 省略 …</p> <p>ウ 防災点検の実施 家庭及び地域においては、災害が発生したときに被害の拡大の原因となるものが多いと考えられるので、住民各自が点検を実施するほか、自主防災組織としては、期日を定めて一斉に防災点検を行うこと。</p> <p>エ <u>独居老人等の災害時要援護者の状況掌握すること。</u></p> <p>オ 地域住民の防災思想の普及及び研修会等の実施すること。</p>	<p>4 組織の活動 (1) 平常時の活動 … 省略 …</p> <p><u>(オ) 図上訓練</u> 一定の区域内における図面を活用して、想定される被害に対し、地域の防災上の弱点を見出し、それに対処する避難方法等を地域で検討し実践する、地域住民の立場に立った図上による訓練</p> <p>ウ 防災点検の実施 家庭及び地域においては、災害が発生したときに被害の拡大の原因となるものが多いと考えられるので、住民各自が点検を実施するほか、自主防災組織としては、期日を定めて一斉に防災点検を行うこと。</p> <p>エ <u>自力で避難することが困難な災害時要援護者の状況を掌握するとともに災害時の支援体制づくりを行うこと。</u></p> <p>オ 地域住民の防災思想の普及及び研修会等の実施すること。</p>	<p>図上訓練を追記</p> <p>災害対策基本法の改正に伴う追記 (要援護者の支援体制の強化)</p>
<p>第2章 第14節 37頁 38頁</p>	<p>(2) 非常時及び災害時の活動 … 省略 …</p> <p>エ 避難の実施 <u>市長等から避難勧告、避難指示や避難行動に時間を要する災害時要援護者などに対する避難準備情報が出された場合には、住民に対して周知徹底を図り、火災、崖崩れ、地すべり等に注意しながら迅速、かつ、円滑に避難場所へ誘導するとともに、高齢者、幼児、病人その他自力で避難することが困難な者に対しては、地域住民の協力のもとに避難させるものとする。</u></p> <p>(3) 災害時要援護者の援護活動 <u>独居老人、障がい者等を対象とした緊急通報システム導入により火災、急病等の平常時緊急連絡体制が整備されてはいるが、大規模災害時には、有線途絶に伴い、当該システムの活用が不可能になると予測されるため、市内多数の災害時要援護者(独居)の保護、安全確認については、民生委員との連携による自主防災組織の活動、協力を基本に医療手配等の応急的対応及び避難誘導援護をするものとする。</u></p> <p>5 防災資機材等の整備 自主防災組織が災害時に応急活動あるいは避難行動等をとるためには、日頃から組織として必要な資機材等を備えておくことが望ましい。</p> <p><u>そのため、自主防災組織の育成と活動促進を円滑に推進するためには側面から支援していく仕組みが必要である。</u></p>	<p>(2) 非常時及び災害時の活動 … 省略 …</p> <p>エ 避難の実施 <u>地震発生後、地域内住民の安否確認など初期活動を行った後、火災、崖崩れ、地すべり等に注意しながら迅速、かつ、円滑に避難場所へ誘導するものとする。</u> <u>なお、自力で避難することが困難な災害時要援護者に対しては、地域住民の協力のもとに避難させるものとする。</u></p> <p>(3) 災害時要援護者の援護活動 <u>災害時には、災害時要援護者の安否確認、避難所への避難誘導を行うとともに、必要に応じて福祉避難所や病院等へ移送するものとする。</u></p> <p>5 防災資機材等の整備 自主防災組織が災害時に応急活動あるいは避難行動等をとるためには、日頃から組織として必要な資機材等を備えておくことが望ましい。</p> <p>6 自主防災組織の育成支援 <u>市は、自主防災組織の育成と活動促進を円滑に推進するため、支援を行うものとする。</u> (1) <u>防災知識の普及のための研修会等の講師や防火訓練等の指導にかかる職員等の派遣</u> (2) <u>防災活動に対する助成</u></p>	<p>文言の整理</p> <p>文言の整理</p> <p>育成促進体制の強化</p>

第2章	(新設)	<p>第6節 相互応援体制整備計画 <u>大規模災害が発生し、災害応急対策若しくは災害復旧の実施に際し他の者を応援する、又は他の者の応援を受けることを必要とする事態に備え、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。</u></p> <p>1 基本的な考え方 <u>市及び防災関係機関は、地震災害発生時に迅速かつ効果的な災害応急対策が行えるよう、平常時から相互に協定を締結するなど、連携強化に努めるものとする。</u> <u>また、地震災害が発生した際に、被災市町村への応援体制を迅速にかつ的確に実施できるよう、応援体制を構築するとともに、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の地方公共団体及び防災関係機関から応援を受けることができるよう、必要な準備を整えるものとする。</u></p> <p>2 相互応援体制の整備 <u>(1) 市は、道や他の市町村等の応援要求が迅速に行われるよう、あらかじめ災害対策上必要な資料の交換を行うほか、道や他の市町村との連絡先の共有をするなど、受援体制を整えておくものとする。</u> <u>(2) 防災関係機関は、あらかじめ、道、市、その他防災関係機関との連絡先の共有を図るとともに、災害対策本部との役割分担・連絡員の派遣などの連絡調整体制など、必要な準備を整えておくものとする。</u></p>	災害対策基本法の改正及び防災基本計画の修正に伴う追記(支援・受援体制)
第2章	(新設)	<p>第16節 業務継続計画の策定 <u>市及び事業所は、災害応急対策を中心とした業務の継続を確保するため、業務継続計画(BCP: Business Continuity Plan)の策定に努めるものとする。</u></p> <p>1 市の業務継続計画の策定 <u>大規模な地震発生時においては、被災による公共団体の行政機能の低下が懸念されるが、その一方で、人命救助や避難者対策、ライフラインの維持など、行政機能を維持することが求められる。</u> <u>業務継続計画は、地震防災戦略における行政としての減災施策の1つであり、震災対策として本計画で定める業務等の細部計画として、あらかじめ震災時に優先して実施する業務を選定し、限られた人員や資機材の資源を効率的に投入することで、行政機能の継続と早期復旧を図ることを目的とした計画である。</u> <u>市は業務継続計画を策定し、計画に基づき、災害発生時における業務の早期立ち上げの実現や業務レベルの向上を図るものとする。</u></p> <p>2 事業所の業務継続計画の策定 <u>事業活動に対する被害の最小化と活動の継続を図るため、特に、市や地域の経済を支える重要な金融や製造、サービス等の事業活動を早期に復旧するため、事業者は業務継続計画を策定する必要がある。</u> <u>事業者が業務継続計画を策定し、災害に備えることにより、震災が発生しても事業の継続と迅速な復旧が図られるとともに、顧客や従業員の安全が確保されることから、事業者は業務継続計画の策定に努めるものとする。</u></p>	業務継続計画の追記

第3章
第1節
49頁

第3章 地震応急対策計画

第1節 応急活動体制

別表2

部班の編成内容

部 名	部 長	班 名	班 長	班に属する課
… 省略 …	… 省略 …	… 省略 …		
市民環境部	市民環境部長	… 省略 …		
		環境保全班	環境課長	環境課
		… 省略 …		
… 省略 …	… 省略 …	… 省略 …		

52頁

別表3

各部班の所掌事務

部名	班 名	所 掌 事 務
総 務 部	… 省略 …	… 省略 …
	家屋調査第1班	1 被災世帯、被災住家の被害状況の調査に関すること。 2 その他特命事項に関すること。
… 省略 …	… 省略 …	… 省略 …

54頁

部 名	班 名	所 掌 事 務
… 省略 …	… 省略 …	… 省略 …
保健福祉部	第2救護班	(3) 食糧、生活物資の配布等援助業務
… 省略 …	… 省略 …	… 省略 …

第3章 地震応急対策計画

第1節 応急活動体制

別表2

部班の編成内容

部 名	部 長	班 名	班 長	班に属する課
… 省略 …	… 省略 …	… 省略 …		
市民環境部	市民環境部長	… 省略 …		
		環境保全班	環境都市推進課長	環境都市推進課 中島地区振興室
		… 省略 …		
… 省略 …	… 省略 …	… 省略 …		

別表3

各部班の所掌事務

部名	班 名	所 掌 事 務
総 務 部	… 省略 …	… 省略 …
	家屋調査第1班	1 被災世帯、被災住家の被害状況の調査に関すること。 2 罹災証明の発行に関すること。 3 その他特命事項に関すること。
… 省略 …	… 省略 …	… 省略 …

部 名	班 名	所 掌 事 務
… 省略 …	… 省略 …	… 省略 …
保健福祉部	第2救護班	(3) 食料、生活物資の配布等援助業務
… 省略 …	… 省略 …	… 省略 …

「食糧」は、穀物に限定されるとの誤解を招くため「食料」と表記

第3章
第2節
59頁

60頁

第2節 災害情報等の収集・伝達計画

1 災害情報等の収集及び伝達体制の整備

(1) 市及び防災関係機関は、高齢者、障がい者等の災害時要援護者にも配慮したわかりやすい情報伝達が確実にできるよう必要な体制の整備を図るものとする。

また、被災者等への情報伝達手段として、防災行政無線等の整備を図るとともに、有線系や携帯電話も含め、災害時要援護者にも配慮した多様な手段の整備に努めるものとする。

(2) 市及び防災関係機関は、それぞれが有する情報組織、ヘリコプター、衛星通信車、テレビ会議、通信ネットワーク等を全面的に活用し、迅速・的確な災害情報等を収集し、相互に交換するものとする。

また、被災地における情報の迅速かつ正確な収集・連絡を行うための情報の収集・伝達連絡システムのIT化などに努めるものとする。

3 通信手段の確保

別表1 《 本部の通信施設 》

7 消防本部

- (1) 一般用電話 26回線 (一般消防業務及び問い合わせ用)
- (2) 119番災害専用受付回線 18回線 (うち携帯6回線)
- (3) 専用電話 14回線 (8出張所、警察署、稲田浄水場、北海道電力、帯広ガス、音更消防署、幕別消防署)

(4) 無線電話

- ア 基地局 1局 (通信指令室)
- イ 固定局 16局
- ウ 移動局 78局 (消防本部、各出張所、分団)
(車載型 45局、携帯型 33局)

8 帯広空港無線局

- (1) 基地局 1局
- (2) 移動局 33局 (車載型 21局 携帯型 12局)

5 被害状況報告

被害状況の報告(消防庁報告先)

区分	平日 (9:30~17:45) 消防庁応急対策室	休日・夜間 (左記以外) 消防庁宿直室
NTT回線	03-5253-7527	03-5253-7777
消防防災無線	7527 7537 (FAX)	7782 7789 (FAX)
地域衛星通信 ネットワーク	TN-048-500-7527 TN-048-500-7537	TN-048-500-7782 TN-048-500-7789 (FAX)

(注) 地域衛星通信ネットワーク欄の「TN」とは:市町村の内線電話機から発信する時のアクセス特番(市町村ごとに設定されている。帯広市庁舎の場合、89-6)

第2節 災害情報等の収集・伝達計画

1 災害情報等の収集及び伝達体制の整備

(1) 市及び防災関係機関は、高齢者、障害者等の災害時要援護者にも配慮したわかりやすい情報伝達が確実にできるよう必要な体制の整備を図るものとする。

また、被災者等への情報伝達手段として、防災行政無線等の整備を図るとともに、北海道防災情報システム、テレビ、CATV、ラジオ(コミュニティFM放送を含む。)、携帯電話(緊急速報メール機能を含む。)も含め、災害時要援護者にも配慮した多様な手段の整備に努めるものとする。

(2) 市及び防災関係機関は、それぞれが有する情報組織、ヘリコプター、衛星通信車、テレビ会議、通信ネットワーク等を全面的に活用し、迅速・的確な災害情報等を収集し、相互に交換するものとする。

また、被災地における情報の迅速かつ正確な収集・連絡を行うための情報の収集・伝達手段の多重化・多様化に努めるものとする。

3 通信手段の確保

別表1 《 本部の通信施設 》

7 消防本部

- (1) 一般用電話 26回線 (一般消防業務及び問い合わせ用)
- (2) 119番災害専用受付回線 12回線 (うち携帯4回線)
- (3) 専用電話 11回線 (6出張所、警察署、稲田浄水場、北海道電力、帯広ガス、音更消防署)

(4) 無線電話

- ア 基地局 1局 (通信指令室)
- イ 固定局 14局
- ウ 移動局 76局 (消防本部、各出張所、分団)
(車載型 43局、携帯型 33局)

8 帯広空港無線局

- (1) 基地局 1局
- (2) 移動局 33局 (車載型 18局 携帯型 15局)

5 被害状況報告

被害状況の報告(消防庁報告先)

区分	平日 (9:30~18:15) 消防庁応急対策室	休日・夜間 (左記以外) 消防庁宿直室
NTT回線	03-5253-7527	03-5253-7777
地域衛星通信 ネットワーク	TN-048-500-90-49013 TN-048-500-90-49033	TN-048-500-90-49102 TN-048-500-90-49036

削除

伝達手段の
多様化

通信回線等
の修正

連絡先の修
正

別表1

被害状況判定基準

被害区分		判断基準
…省略…		
農業被害	農地	農地被害は、 <u>田畑が流失、埋没等のため、農地に適さなくなった状態をいう。</u> (1) 流失とは、その田畑の筆における耕土の厚さが10%以上流失した状態をいう。 (2) 埋没した粒径1mm以下にあつては2cm、粒径0.25mm以下の土砂にあつては5cm以上流失した状態をいう。 (3) 埋没等の等とは、地震による土地の隆起、陥没又は早魃等をいう。 (4) 被害額の算出は農地の原形復旧に要する費用又は農耕を維持するための最小限の復旧に要する費用とし、農作物の被害は算入しない。
	農業用施設	頭首工、営農用水、ため池、水路、揚水機、堤防、道路、橋梁、その他農地保全施設の被害をいう。
農業被害	共同利用施設	農業協同組合又は同連合会の所有する倉庫、農作物加工施設、共同作業場、産地市場施設、種苗施設、家畜繁殖施設、共同放牧施設、家畜診療施設及び農家の共同所有に係る営農施設の被害をいう。
	営農施設	農家個人所有に係る農舎、サイロ倉庫、尿溜、堆肥舎、農業機械類、温室、育苗施設等の被害をいう。
	畜産被害	施設以外の畜産被害で、家畜、畜産等の被害をいう。
	その他	上記以外の農業被害、果樹（果実は含まない。）草地畜産物等をいう。
土木被害	河川	河川の維持管理上必要な堤防、護岸、水制、床止め又は沿岸を保全するため防護することを必要とする河岸等で復旧工事を要する程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	砂防設備	砂防法第1条に規定する砂防設備、同法第3条の規定によって同法が準用される砂防の施設又は天然の河岸等で復旧工事を要する程度の被害をいう。
	…省略…	

別表1

被害状況判定基準

被害区分		判断基準
…省略…		
農業被害	農地	農地被害は、 <u>耕土の流失、土砂の流入、埋没、沈下、隆起又はき裂により、耕地に適さなくなった状態をいう。</u> (1) 流失とは、その田畑の筆における耕土の厚さが10%以上が流失した状態をいう。 (2) 埋没とはその筆における流入土砂の平均の厚さが、粒径1mm以下にあつては2cm、粒径0.25mm以下の土砂にあつては5cm以上、土砂が堆積した状態をいう。 (3) 被害額の算出は、 <u>被害を受けなかったとしたならば得たであろう金額を推定積算すること。</u>
	農作物	<u>農作物が農地の流失、埋没等及び浸冠水・倒伏によって生じた被害をいう。</u> (1) 浸冠水とは、水、土砂等によって相当期間(24時間以上)作物等が地面に倒れている状態をいう。 (2) 倒伏とは、風のため相当期間(24時間以上)作物等が地面に倒れている状態をいう。 (3) 被害額の算出は、 <u>災害を受けなかったとしたならば得たであろう金額を推定積算すること。</u>
	農業用施設	頭首工、営農用水、ため池、水路、揚水機、堤防、道路、橋梁、その他農地保全施設の被害をいう。 (1) 被害額の算定は、復旧に要する経費を計上すること。
農業被害	共同利用施設	農業協同組合又は同連合会の所有する倉庫、農作物加工施設、共同作業場、産地市場施設、種苗施設、家畜繁殖施設、共同放牧施設、家畜診療施設及び農家の共同所有に係る営農施設の被害をいう。 (1) 被害額の算定は、復旧に要する経費を計上すること。
	営農施設	農家個人所有に係る農舎、サイロ倉庫、尿溜、堆肥舎、農業機械類、温室、育苗施設等の被害をいう。 (1) 被害額の算定は、復旧に要する経費を計上すること。
	畜産被害	施設以外の畜産被害で、家畜、畜産等の被害をいう。
	その他	上記以外の農業被害、果樹（果実は含まない。）草地畜産物等をいう。
土木被害	河川	河川の維持管理上必要な堤防、護岸、水制、床止め又は沿岸を保全するため防護することを必要とする河岸等で復旧工事を要する程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	砂防設備	砂防法第1条に規定する砂防設備、同法第3条の規定によって同法が準用される砂防の施設又は天然の河岸等で復旧工事を要する程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	地すべり防止施設	<u>地すべり等防止法第2条第3項に規定する地すべり防止施設で復旧工事を必要とする程度の被害をいう。</u> (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
急傾斜地崩壊防止施設	<u>急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第2条第2項に規定する急傾斜地崩壊防止施設で復旧工事を必要とする程度の被害をいう。</u>	

道地域防災
計画に準拠

70 頁	水産被害	共同利用施設	水産業協同組合、同連合会、又は地方公共団体の所有する施設で漁業者の共同利用に供する水産倉庫、加工施設、作業所、荷さばき所、養殖施設、通信施設、給水施設、給油施設、製氷・冷凍・冷蔵施設、干場、船揚場等をいう。	…省略…		(1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
		その他施設	上記施設で個人（団体、会社を含む。）所有のものをいう。		下水道	下水道法に規定する公共下水道、流域下水道、都市下水路。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
		漁具（網）	定置網、刺網、延縄、かご、函等をいう。		公園	都市公園法施行令第31条各号に掲げる施設（主務大臣の指定するもの（植栽・いけがき）を除く）で、都市公園法第2条第1項に規定する都市公園に設けられたもの (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
		水産製品	加工品、その他の製品をいう。		水産被害	共同利用施設 水産業協同組合、同連合会、又は地方公共団体の所有する施設で漁業者の共同利用に供する水産倉庫、加工施設、作業所、荷さばき所、養殖施設、通信施設、給水施設、給油施設、製氷・冷凍・冷蔵施設、干場、船揚場等をいう。 (1) 被害額の算出は、再取得価額又は復旧額とする。
	林業被害	林地	新生崩壊地、拡大崩壊地、地滑り等をいう。	その他施設	上記施設で個人（団体、会社を含む。）所有のものをいう。 (1) 被害額の算出は、再取得価額又は復旧額とする。	
		治山施設	既設の治山施設等をいう。	漁具（網）	定置網、刺網、延縄、かご、函等をいう。 (1) 被害額の算出は、再取得価額又は復旧額とする。	
		林道	林道経営基盤整備の施設道路をいう。	水産製品	加工品、その他の製品をいう。 (1) 被害額の算出は、再取得価額又は復旧額とする。	
		林産物	素材、製材、薪炭原木、薪、木炭、特殊林産物等をいう。	林地	新生崩壊地、拡大崩壊地、地滑り等をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。	
		その他	苗畑、造林地、製材工場施設、炭窯、その他施設（飯場、作業路を含む。）等をいう。	治山施設	既設の治山施設等をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。	
	衛生被害	水道	取水施設、貯水施設、導水施設、浄水施設、送水施設及び排水施設をいう。	林道	林道経営基盤整備の施設道路をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。	
		病院	病院、診療所、助産所等をいう。	林産物	素材、製材、薪炭原木、薪、木炭、特殊林産物等をいう。 (1) 被害額の算出は、被害を受けなかったとしたならば得たであろう金額を推定積算すること。	
		一般廃棄物処理場	ごみ処理場、し尿処置施設及び最終処分場をいう。	その他	苗畑、造林地、製材工場施設、炭窯、その他施設（飯場、作業路を含む。）等をいう。 (1) 被害額の算出は、再取得価額又は復旧額とする。	
		火葬場	火葬場をいう。	水道	取水施設、貯水施設、導水施設、浄水施設、送水施設及び排水施設をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。	
	商工被害	商業	店舗、商品、原材料等をいう。	病院	病院、診療所、助産所等をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。	
		工業	工場等の原材料、製品、生産機械器具等をいう。	一般廃棄物処理場	ごみ処理場、し尿処置施設及び最終処分場をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。	
公立文教被害	幼稚園のほか、公立の小中学校、大学、特別支援学校等をいう。（私学関係はその他の項目で扱う。）	火葬場	火葬場をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。			
社会教育施設被害	図書館、公民館、博物館、文化会館等の施設	商工被害	商業 商品、原材料等をいう。 (1) 被害額の算出は、被害を受けなかったとしたならば得たであろう金額を推定積算すること。			
社会福祉施設被害	老人福祉施設、身体障害者（児）福祉施設、知的障害者（児）福祉施設、児童					

<p>71 頁</p>	<table border="1"> <tr> <td>害</td> <td>母子福祉施設、生活保護施設等をいう。</td> </tr> <tr> <td rowspan="10">その他</td> <td>鉄道不通</td> <td>汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害をいう。</td> </tr> <tr> <td>鉄道施設</td> <td>線路、鉄橋、駅舎等施設の被害をいう。</td> </tr> <tr> <td>被害船舶 (漁船除く)</td> <td>ろ、かいのみをもって運転する舟以外の舟で、船体が没し、航行不能となったもの及び流出し、所在が不明となったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害をいう。</td> </tr> <tr> <td>空港</td> <td>空港整備法第2条第1項第3号の規定による空港をいう。</td> </tr> <tr> <td>水道(戸数)</td> <td>上水道、簡易水道で断水している戸数のうち、ピーク時の戸数をいう。</td> </tr> <tr> <td>電話(戸数)</td> <td>災害により通話不能となった電話の回線数をいう。</td> </tr> <tr> <td>電気(戸数)</td> <td>災害により停電した戸数のうちピーク時の停電戸数をいう。</td> </tr> <tr> <td>ガス(戸数)</td> <td>一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっているピーク時の戸数をいう。</td> </tr> <tr> <td>ブロック塀等</td> <td>倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数をいう。</td> </tr> <tr> <td>都市施設</td> <td>街路等の都市施設をいう。</td> </tr> <tr> <td></td> <td>上記の項目以外のもので特に報告を要すると思われるもの。</td> </tr> </table>	害	母子福祉施設、生活保護施設等をいう。	その他	鉄道不通	汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害をいう。	鉄道施設	線路、鉄橋、駅舎等施設の被害をいう。	被害船舶 (漁船除く)	ろ、かいのみをもって運転する舟以外の舟で、船体が没し、航行不能となったもの及び流出し、所在が不明となったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害をいう。	空港	空港整備法第2条第1項第3号の規定による空港をいう。	水道(戸数)	上水道、簡易水道で断水している戸数のうち、ピーク時の戸数をいう。	電話(戸数)	災害により通話不能となった電話の回線数をいう。	電気(戸数)	災害により停電した戸数のうちピーク時の停電戸数をいう。	ガス(戸数)	一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっているピーク時の戸数をいう。	ブロック塀等	倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数をいう。	都市施設	街路等の都市施設をいう。		上記の項目以外のもので特に報告を要すると思われるもの。	<table border="1"> <tr> <td>工業</td> <td>工場等の原材料、製品、生産機械器具等をいう。 (1) 被害額の算出は、被害を受けなかったとしたならば得たであろう金額を推定積算すること。</td> </tr> <tr> <td>公立文教被害</td> <td>幼稚園のほか、公立の小中学校、大学、特別支援学校等をいう。(私学関係はその他の項目で扱う。) (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。</td> </tr> <tr> <td>社会教育施設被害</td> <td>図書館、公民館、博物館、文化会館等の施設 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。</td> </tr> <tr> <td>社会福祉施設被害</td> <td>老人福祉施設、身体障害者(児)福祉施設、知的障害者(児)福祉施設、児童母子福祉施設、生活保護施設、介護老人保健施設、精神障害者社会復帰施設をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。</td> </tr> <tr> <td rowspan="10">その他</td> <td>鉄道不通</td> <td>汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害をいう。</td> </tr> <tr> <td>鉄道施設</td> <td>線路、鉄橋、駅舎等施設の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。</td> </tr> <tr> <td>被害船舶 (漁船除く)</td> <td>ろ、かいのみをもって運転する舟以外の舟で、船体が没し、航行不能となったもの及び流出し、所在が不明となったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。</td> </tr> <tr> <td>空港</td> <td>空港法第4条第1項第5号及び第5条第1項の規定による空港をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。</td> </tr> <tr> <td>水道(戸数)</td> <td>上水道、簡易水道で断水している戸数のうち、ピーク時の戸数をいう。</td> </tr> <tr> <td>電話(戸数)</td> <td>災害により通話不能となった電話の回線数をいう。</td> </tr> <tr> <td>電気(戸数)</td> <td>災害により停電した戸数のうちピーク時の停電戸数をいう。</td> </tr> <tr> <td>ガス(戸数)</td> <td>一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっているピーク時の戸数をいう。</td> </tr> <tr> <td>ブロック塀等</td> <td>倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。</td> </tr> <tr> <td>都市施設</td> <td>街路等の都市施設をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。</td> </tr> <tr> <td></td> <td>上記の項目以外のもので特に報告を要すると思われるもの。</td> </tr> </table>	工業	工場等の原材料、製品、生産機械器具等をいう。 (1) 被害額の算出は、被害を受けなかったとしたならば得たであろう金額を推定積算すること。	公立文教被害	幼稚園のほか、公立の小中学校、大学、特別支援学校等をいう。(私学関係はその他の項目で扱う。) (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。	社会教育施設被害	図書館、公民館、博物館、文化会館等の施設 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。	社会福祉施設被害	老人福祉施設、身体障害者(児)福祉施設、知的障害者(児)福祉施設、児童母子福祉施設、生活保護施設、介護老人保健施設、精神障害者社会復帰施設をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。	その他	鉄道不通	汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害をいう。	鉄道施設	線路、鉄橋、駅舎等施設の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。	被害船舶 (漁船除く)	ろ、かいのみをもって運転する舟以外の舟で、船体が没し、航行不能となったもの及び流出し、所在が不明となったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。	空港	空港法第4条第1項第5号及び第5条第1項の規定による空港をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。	水道(戸数)	上水道、簡易水道で断水している戸数のうち、ピーク時の戸数をいう。	電話(戸数)	災害により通話不能となった電話の回線数をいう。	電気(戸数)	災害により停電した戸数のうちピーク時の停電戸数をいう。	ガス(戸数)	一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっているピーク時の戸数をいう。	ブロック塀等	倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。	都市施設	街路等の都市施設をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。		上記の項目以外のもので特に報告を要すると思われるもの。	
害	母子福祉施設、生活保護施設等をいう。																																																										
その他	鉄道不通	汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害をいう。																																																									
	鉄道施設	線路、鉄橋、駅舎等施設の被害をいう。																																																									
	被害船舶 (漁船除く)	ろ、かいのみをもって運転する舟以外の舟で、船体が没し、航行不能となったもの及び流出し、所在が不明となったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害をいう。																																																									
	空港	空港整備法第2条第1項第3号の規定による空港をいう。																																																									
	水道(戸数)	上水道、簡易水道で断水している戸数のうち、ピーク時の戸数をいう。																																																									
	電話(戸数)	災害により通話不能となった電話の回線数をいう。																																																									
	電気(戸数)	災害により停電した戸数のうちピーク時の停電戸数をいう。																																																									
	ガス(戸数)	一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっているピーク時の戸数をいう。																																																									
	ブロック塀等	倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数をいう。																																																									
	都市施設	街路等の都市施設をいう。																																																									
	上記の項目以外のもので特に報告を要すると思われるもの。																																																										
工業	工場等の原材料、製品、生産機械器具等をいう。 (1) 被害額の算出は、被害を受けなかったとしたならば得たであろう金額を推定積算すること。																																																										
公立文教被害	幼稚園のほか、公立の小中学校、大学、特別支援学校等をいう。(私学関係はその他の項目で扱う。) (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。																																																										
社会教育施設被害	図書館、公民館、博物館、文化会館等の施設 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。																																																										
社会福祉施設被害	老人福祉施設、身体障害者(児)福祉施設、知的障害者(児)福祉施設、児童母子福祉施設、生活保護施設、介護老人保健施設、精神障害者社会復帰施設をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。																																																										
その他	鉄道不通	汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害をいう。																																																									
	鉄道施設	線路、鉄橋、駅舎等施設の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。																																																									
	被害船舶 (漁船除く)	ろ、かいのみをもって運転する舟以外の舟で、船体が没し、航行不能となったもの及び流出し、所在が不明となったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。																																																									
	空港	空港法第4条第1項第5号及び第5条第1項の規定による空港をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。																																																									
	水道(戸数)	上水道、簡易水道で断水している戸数のうち、ピーク時の戸数をいう。																																																									
	電話(戸数)	災害により通話不能となった電話の回線数をいう。																																																									
	電気(戸数)	災害により停電した戸数のうちピーク時の停電戸数をいう。																																																									
	ガス(戸数)	一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっているピーク時の戸数をいう。																																																									
	ブロック塀等	倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。																																																									
	都市施設	街路等の都市施設をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。																																																									
	上記の項目以外のもので特に報告を要すると思われるもの。																																																										
<p>第3章 第3節 72頁</p>	<p>第3節 災害広報計画</p> <p>2 広報手段</p> <p>(1) テレビ、CATV、ラジオ(コミュニティFMを含む。)等放送機関への要請による広報</p> <p>(2) 市、消防、警察等の広報車による広報</p> <p>(3) ヘリコプター等による広報</p> <p>(4) 広報紙、チラシ等の印刷物の配布による広報</p>	<p>第3節 災害広報計画</p> <p>2 広報手段</p> <p>(1) テレビ、CATV、ラジオ(コミュニティFMを含む。)、<u>新聞社等報道機関への要請による広報</u></p> <p>(2) 市、消防、警察等の広報車による広報</p> <p>(3) <u>インターネット、防災情報システムのメールサービスによる広報</u></p> <p>(4) ヘリコプター等による広報</p> <p>(5) 広報紙、チラシ等の印刷物の配布による広報</p>	<p>広報手段の 多様化</p>																																																								

<p>第3章 第4節 74頁</p> <p>75頁</p>	<p>第4節 避難対策計画</p> <p>2 避難準備情報、避難の勧告又は指示の周知 避難実施責任者は、避難準備情報、避難の勧告又は指示にあたっては、消防機関等関係機関の協力を得て、放送設備、サイレン、広報車両等によって、当該地域の住民等に対して、速やかに次の事項について周知徹底を図る。</p> <p>3 避難方法 (1) 避難誘導 避難誘導は、市の職員、消防職員・団員、警察官がこの任にあたるものであるが、避難立退きにあたって、避難誘導者は円滑な立退きについて適宜指導するものとする。 その際、自力避難の困難な災害時要援護者に関しては、援助者などと連携し、危険が切迫する前に避難できるよう十分配慮するものとする。</p> <p>4 避難所の開設 市は、発災時に必要に応じ、土砂災害等の危険性を十分配慮し避難所を開設するとともに、住民等に周知徹底を図るものとする。 また、必要に応じ、あらかじめ指定された施設以外の施設についても、管理者の同意を得て避難所として開設するものとする。 さらに、高齢者、障がい者、乳幼児、妊婦等災害時要援護者に配慮して、被災地以外の地域にあるものを含め、旅館やホテル等を借り上げる等、多様な避難所の確保に努めるものとする。</p> <p>5 避難所の運営管理 (全面改定) (1) 市は、避難者の状況を早期に把握し、避難所における生活環境に注意を払うとともに、避難の長期化等必要に応じてプライバシーの確保、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとする。 (2) 道及び市は、避難者の健全な住生活の早期確保のために応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅や空家等利用可能な既存住宅の斡旋等により、避難場所の早期解消に努めるものとする。 (3) 市は、必要に応じ避難所の運営に関して自主防災組織及びボランティア団体等の協力を得るものとする。 (4) 避難所の開設期間は、災害発生の日から10日以内とする。ただし、本</p>	<p>第4節 避難対策計画</p> <p>2 避難準備情報、避難の勧告又は指示の周知 避難実施責任者は、避難準備情報、避難の勧告又は指示にあたっては、災害の状況に応じ消防機関等関係機関の協力を得て、放送設備、サイレン、広報車両、テレビ、CATV、ラジオ(コミュニティFM放送を含む。)、携帯電話(緊急速報メール機能を含む)、インターネット等によって、当該地域の住民等に対して、速やかに次の事項について周知徹底を図る。</p> <p>3 避難方法 (1) 避難誘導 避難誘導は、市の職員、消防職員・団員、警察官がこの任にあたるものであるが、避難立退きにあたって、避難誘導者は円滑な立退きについて適宜指導するものとする。 その際、自力避難の困難な災害時要援護者に関しては、援助者などと連携し、危険が切迫する前に避難できるよう十分配慮するものとする。 また、市の職員、消防職員・団員、警察官など避難誘導にあたる者の安全確保に努めるものとする。</p> <p>4 避難路及び避難場所等の安全確保 <u>住民等の避難に当たっては、市民環境部、保健福祉部、都市建設部及び避難所所管部の職員、警察官及び民間協力団体の協力を得て避難路、避難所等の安全確保のための支障となるものの排除を行うものとする。</u></p> <p>5 避難所の開設 市は、発災時に必要に応じ、土砂災害等の危険性を十分配慮し避難所を開設するとともに、住民等に周知徹底を図るものとする。 また、必要に応じ、あらかじめ指定された施設以外の施設についても、管理者の同意を得て避難所として開設するものとする。 さらに、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等災害時要援護者に配慮して、被災地以外の地域にあるものを含め、旅館やホテル等を借り上げる等、多様な避難所の確保に努めるものとする。</p> <p>6 避難所の運営管理 (1) 避難所の施設管理者は、本部長あるいはその命を受けたものの指示に従い、速やかに施設を避難所に供するよう措置するものとする。 (2) 運営管理者は、保健福祉部及び当該施設の管理者との連絡並びに避難者の収容等にあたりるとともに、関係部長と緊密な連絡を保ちその運営にあたるものとする。 (3) 市は、各避難所の適切な運営管理を行うものとする。この際、避難場所における情報の伝達、食料、水等の配布、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織等の協力が得られるように努めるとともに、必要に応じ、他の市町村やボランティア団体等に対して協力を求めるものとする。</p> <p>伝達手段の多様化</p> <p>避難誘導員の安全確保について追記 避難通路、避難場所等の確保について追記</p> <p>避難所の運営管理の見直し</p>
---------------------------------------	---	---

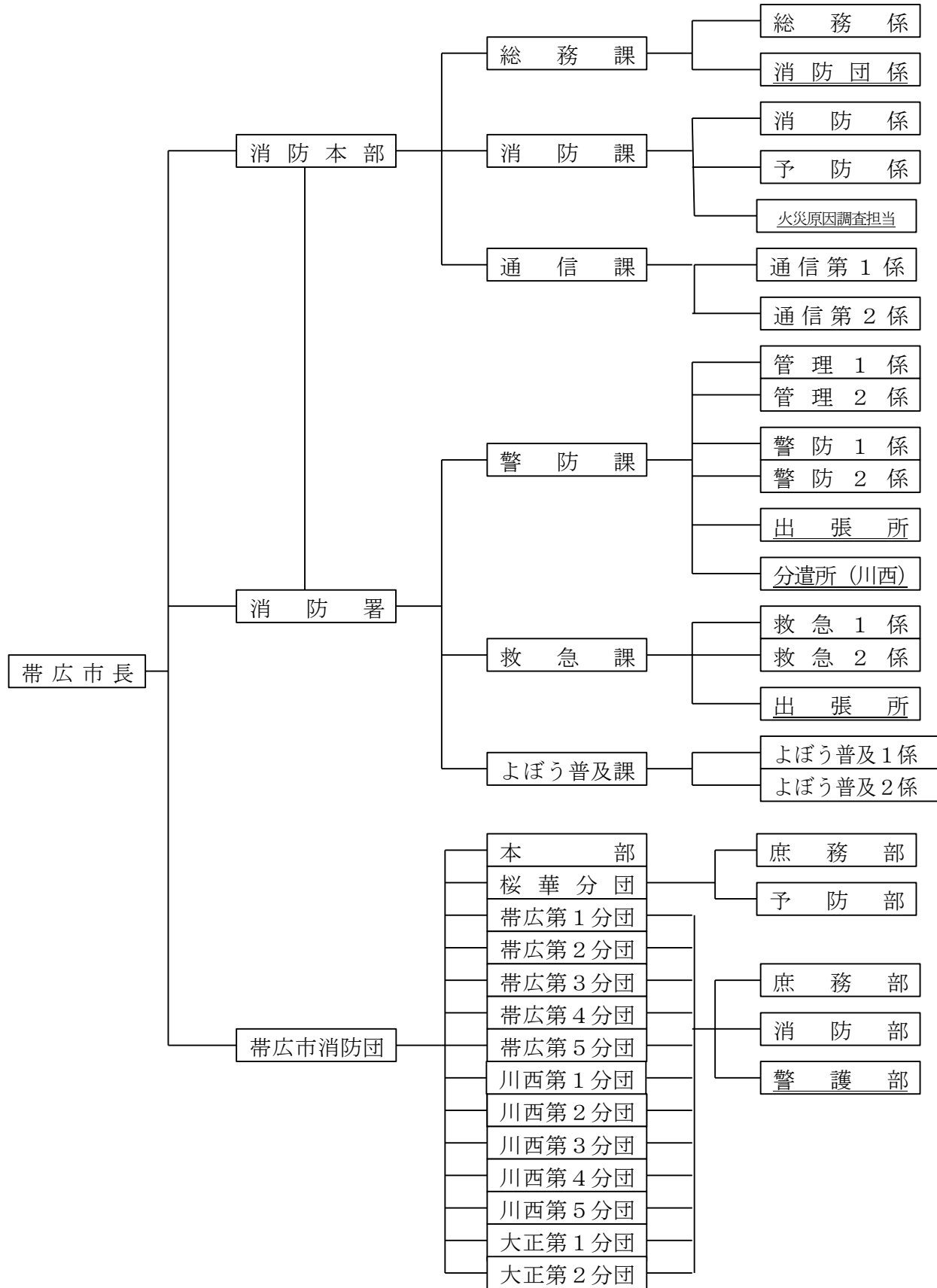
<p>第3章 第4節 75頁</p>	<p>部長がその必要を認めるときは、その期間を延長することができる。</p> <p>(5) 施設には、保健福祉部長の指名する運営管理者及び補助者を置くものとする。</p> <p>(6) 運営管理者は、保健福祉部及び当該施設の管理者との連絡並びに避難者の収容等にあたるとともに、関係部長と緊密な連絡を保ちその運営にあたるものとする。</p> <p>(7) 避難所の施設管理者は、本部長あるいはその命を受けたものの指示に従い、速やかに施設を避難所に供するよう措置するものとする。</p>	<p>(4) 市は、避難所ごとにそこに収容されている避難者に係る情報の早期把握及び避難所で生活せず食事のみ受け取りに来ている被災者等に係る情報の把握に努め、国等への報告を行うものとする。</p> <p>(5) 市は、避難所における生活環境に注意を払い、常に良好なものとするよう努めるものとする。そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じるものとする。また、避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師や看護師等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、ごみ処理の状況など、避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努めるものとする。</p> <p>また、必要に応じ、避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努めるものとする。</p> <p>(6) 市は、避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとする。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、避難所における安全性の確保など女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努めるものとする。</p> <p>(7) 道及び市は、災害の規模、被災者の避難及び収容状況、避難の長期化等にかんがみ、必要に応じて旅館やホテル等への移動を避難者に促すものとする。</p> <p>(8) 道及び市は、災害の規模等にかんがみて必要に応じ、避難者の健全な住生活の早期確保のために、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅、民間賃貸住宅及び空家等利用可能な既存住宅のあっせん及び活用等により、避難所の早期解消に努めることを基本とする。</p>	<p>災害対策基本法の改正及び防災基本計画の修正に伴う追記</p>
<p>6 帳簿類の整備</p>	<p>7 帳簿類の整備</p>		
<p>7 道（十勝総合振興局）に対する報告</p>	<p>8 道（十勝総合振興局）に対する報告</p>		
<p>8 機関への連絡</p>	<p>9 機関への連絡</p>		
	<p>10 広域一時滞在</p>		
	<p>(1) 道内の市町村への一時的な滞在</p> <p>ア 市長は、災害発生により、被災住民について、道内の他の市町村における一時的な滞在（以下、「道内広域一時滞在」という。）の必要があると認める場合、道内の他の市町村長に 被災住民の受け入れについて、協議を行うものとする。</p> <p>なお、適当な協議の相手方を見つけられない場合等は、知事に助言を求めものとする。</p> <p>イ 市長は、道内広域一時滞在の協議をしようとするときは、あらかじめ知事に報告する。</p> <p>ただし、あらかじめ報告することが困難なときは協議開始後、速やかに報告するものとする。</p>		

<p>第3章 第4節 75頁</p>		<p>ウ 市長は、協議先市町村長より受入決定の通知を受けたときはその内容を公示し、及び被災住民への支援に関係する機関等に通知するとともに知事に報告する。</p> <p>エ 市長は、道内広域一時滞在の必要がなくなると認めるときは、速やかに、その旨を受入れ先市町村長に通知する。併せてその内容を公示し、及び被災住民への支援に関係する機関等に通知するとともに知事に報告する。</p> <p>オ 知事は、災害の発生により市が必要な事務を行えなくなった場合、被災住民について道内広域一時滞在の必要があると認めるときは、市長の実施すべき措置を代わって実施する。 また、市が必要な事務を遂行できる状況になったと認めるときは、速やかに市長に事務の引き継ぎを行うものとする。 なお、上記の事務の代行を開始し、又は終了したときは、その旨を公示するとともに、代行を終了したときは代行した事務の措置について、市長に通知する。</p>	
		<p>(2) 道内の市町村民の一時的な滞在</p> <p>ア 市長は、協議先道内市町村長又は知事より、道内広域一時滞在の協議を受けた場合、被災住民を受け入れないことについて正当な理由がある場合を除き、公共施設等を提供し、被災住民を受け入れるものとし、受け入れ決定をしたときは、速やかに、協議元市町村長に通知するとともに、直ちに被災住民への支援に関係する機関等に通知する。 なお、市長は必要に応じて、知事に助言を求めるものとする。</p> <p>イ 市長は、協議先市町村長又は知事より、道内広域一時滞在の協議を受けた場合、被災住民を受け入れないことについて正当な理由がある場合を除き、公共施設等を提供し、被災住民を受け入れるものとし、受入決定をしたときは、速やかに、協議元市町村長に通知するとともに、直ちに被災住民への支援に関係する機関等に通知する。 なお、市長は必要に応じて、知事に助言を求めるものとする。</p> <p>ウ 市長は、協議元市町村長より道内広域一時滞在の必要がなくなった旨の通知を受けたときは、速やかに、その旨を被災住民への支援に関係する機関等に通知する。</p> <p>(3) 広域一時滞在避難者への対応 市は、広域一時滞在により居住地以外の市町村に避難した被災住民に必要な情報や物資等を確実に送り届けられるよう、被災住民の所在地等の情報を共有するなど、避難元と避難先の市町村における連携に配慮する。</p>	

<p>第3章 第5節 78頁</p>	<p>第5節 救助救出計画</p> <p>3 救助救出活動</p> <p>(1) 被災地域における救助救出活動 市及び北海道警察は、緊密な連携のもとに被災地域を巡回し、救助救出を要する者を発見した場合は、資機材を有効活用するとともに、救助関係機関及び住民の協力を得て、被災者の救助救出活動を実施する。</p>	<p>第5節 救助救出計画</p> <p>3 救助救出活動</p> <p>(1) 被災地域における救助救出活動 市及び北海道警察は、<u>職員の安全確保を図りつつ、緊密な連携のもとに被災地域を巡回し、救助救出を要する者を発見した場合は、資機材を有効活用するとともに、救助関係機関及び住民の協力を得て、被災者の救助救出活動を実施する。</u> <u>特に、発災当初の72時間は、救命・救助活動において極めて重要な時間帯であることを踏まえ、人命救助及びこのために必要な活動に人的・物的資源を優先的に配分するものとする。</u></p>	<p>防災基本計画の修正に伴う追記</p>
<p>第3章 第6節 79頁</p>	<p>第6節 地震火災等対策計画</p> <p>1 消防組織計画</p> <p>(2) 非常時の組織機構 非常災害時の消防機関の防除活動、情報収集、災害通報及び消防広報等の諸活動を迅速かつ的確に遂行するため、帯広市警防規程第11条第9号の規定による非常時災害警防計画に基づく消防体制をとるものとする。</p>	<p>第6節 地震火災等対策計画</p> <p>1 消防組織計画</p> <p>(2) 非常時の組織機構 非常災害時の消防機関の防除活動、情報収集、災害通報及び消防広報等の諸活動を迅速かつ的確に遂行するため、帯広市警防規程第8条第1号の規定による非常時災害警防計画に基づく消防体制をとるものとする。</p>	<p>訂正</p>

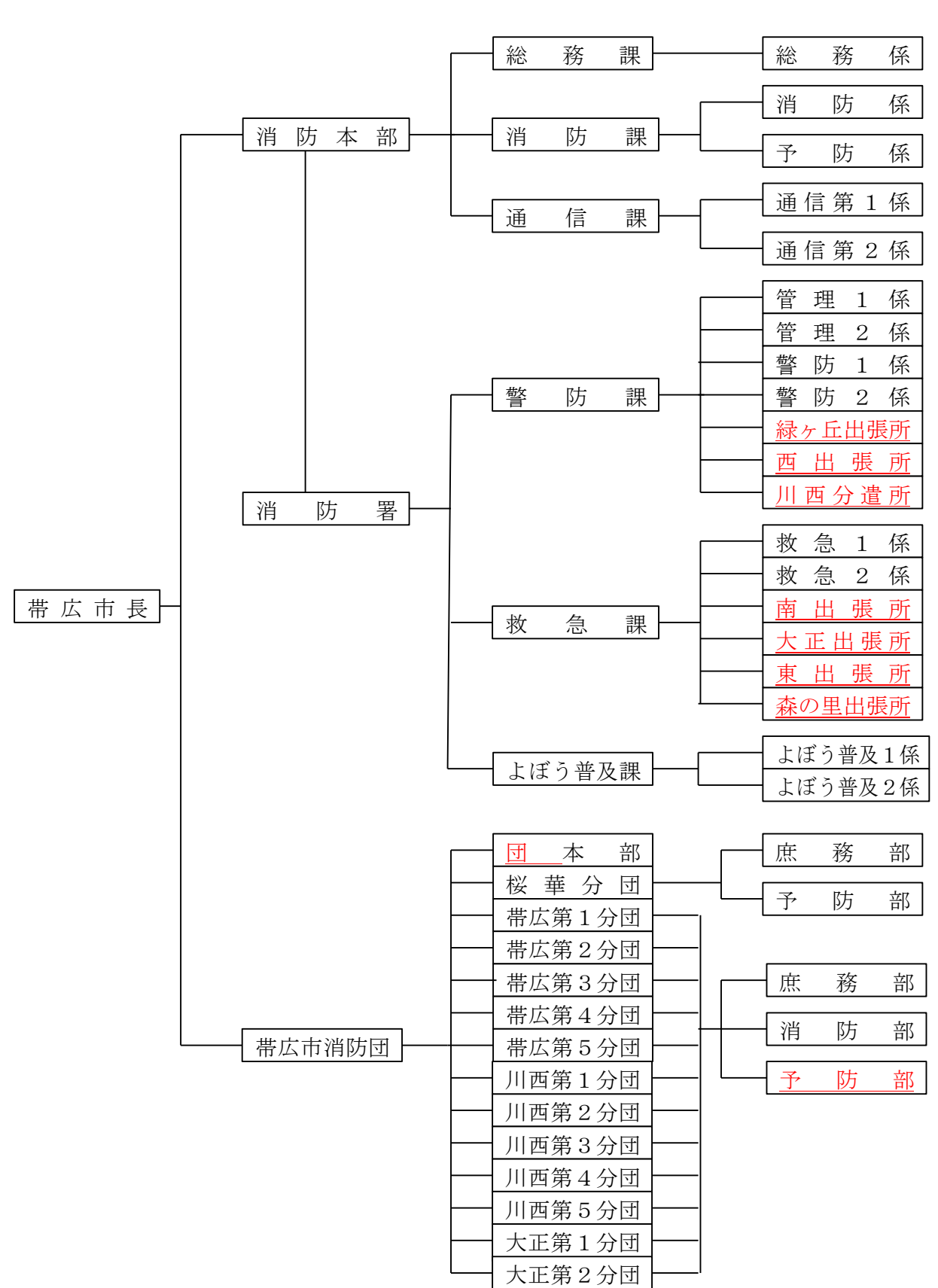
別表1

消防機構



別表1

消防機構



消防年報(帯広市消防本部)に整合

第3章
第6節
82頁

別表2
現有施設状況

(1) 庁舎

名 称	所 在 地
消防本部	西6南6
消防署	西6南6
緑ヶ丘出張所	緑ヶ丘東通西1
西出張所	西19北1
南出張所	西17南41
大正出張所	大正本町西1
東出張所	東7南11
森の里出張所	西22南4
川西分遣所	清川町2-128

名 称		所 在 地	
帯 広 市 消 防 団	団本部	西6南6 消防本部内	
	帯 広 地 域	第1分団	東7南11 東出張所内
		第2分団	西17南41 南出張所内
		第3分団	緑ヶ丘東通西1 緑ヶ丘出張所内
		第4分団	西4北2 北福祉センター内
		第5分団	西23南1
	川 西 地 域	第1分団	川西町西2-9
		第2分団	上帯広町西1-76
		第3分団	広野町西2-149
		第4分団	清川町西2-128 川西分遣所内
第5分団		上清川町西1-183	
大 正 地 域	第1分団	大正本町西1 大正出張所内	
	第2分団	愛国町基線41-85	

別表2
現有施設状況

(1) 庁舎

名 称	所 在 地
消防本部	西6条南6丁目3-1
消防署	西6条南6丁目3-1
緑ヶ丘出張所	緑ヶ丘東通西1
西出張所	西19条北1丁目6-5
南出張所	西17条南41丁目5-9
大正出張所	大正本町西1条1丁目2-3
東出張所	東7条南11丁目1-3
森の里出張所	西22条南4丁目1-3
川西分遣所	清川町西2線128-10

名 称		所 在 地	
帯 広 市 消 防 団	団本部	西6条南6丁目3-1 消防本部内	
	帯 広 地 域	桜華分団	西6条南6丁目3-1 消防本部内
		第1分団	東7条南11丁目3-1 東出張所内
		第2分団	西17条南41丁目5-9 南出張所内
		第3分団	緑ヶ丘東通西1 緑ヶ丘出張所内
		第4分団	西4条北2丁目5-1 北福祉センター内
	第5分団	西23条南1丁目101	
	川 西 地 域	第1分団	川西町西2線59-43
		第2分団	上帯広町西1線76-5
		第3分団	広野町西2線149-6
		第4分団	清川町西2線128-10 川西分遣所内
		第5分団	上清川町西1線183-21
	大 正 地 域	第1分団	大正本町西1条1丁目2-3 大正出張所内
		第2分団	愛国町基線41-85

第3章
第6節
83頁

(2) 消防職員・団員及び消防機械

人員・機械	職員 団員数	機 械							合 計
		水槽付消防ポンプ自動車	消防ポンプ自動車	梯子車	屈折梯子車	化学車	救助工作車	救急車	
本部・署・団									
消防本部	43							4	4
消防署直轄	85	1	1	1	1		1	2	5
緑ヶ丘出張所	12	1							1
西出張所	12					1			1
南出張所	26	2					1	1	4
大正出張所	12	1					1		2
東出張所	20	1					1		2
森の里出張所	20					1	1		2
川西分遣所	2							1	1
小計	232	6	1	1	1	2	1	6	11
団本部	20								0
帯広第1分団	30		1						1
帯広第2分団	28		1						1
帯広第3分団	26		1						1
帯広第4分団	21		1						1
帯広第5分団	28		1						1
川西第1分団	26	1							1
川西第2分団	26	1							1
川西第3分団	26	1							1
川西第4分団	26	1							1
川西第5分団	21	1							1
大正第1分団	45	1							1
大正第2分団	30	1							1
小計	353	7	5						12
合計	585	13	6	1	1	2	1	6	11

(3) 水利

		基数	合計
消火栓	公設	1743	1831
	私設	88	
防火水槽	公設	44	126
	私設	82	
井戸	公設	44	

※ 平成24年12月31日現在

84頁

(2) 消防職員・団員及び消防車両

人員・車両	職員 団員数	機 械							高規格救急車	指揮車	その他車両	合 計
		水槽付消防ポンプ自動車	消防ポンプ自動車	小型動力ポンプ付水槽車	はしご車	屈折はしご車	化学車	救助工作車				
本部・署・団												
消防本部	45									4	4	
本署	82	1	1		1	1	1	2	1	4	13	
緑ヶ丘出張所	12	1									1	
西出張所	12	1									1	
南出張所	26	1		1				1			3	
大正出張所	12	1						1			2	
東出張所	20	1						1			2	
森の里出張所	20							1			2	
川西分遣所	2									1	1	
小計	231	6	1	1	1	1	2	1	6	9	29	
団本部	6											
桜華分団	21											
帯広第1分団	29		1								1	
帯広第2分団	22		1								1	
帯広第3分団	22		1								1	
帯広第4分団	34		1								1	
帯広第5分団	30		1								1	
川西第1分団	26	1									1	
川西第2分団	25	1									1	
川西第3分団	26	1									1	
川西第4分団	25	1									1	
川西第5分団	19	1									1	
大正第1分団	42	1									1	
大正第2分団	26	1									1	
小計	353	7	5								12	
合計	584	13	6	1	1	1	2	1	6	1	9	

※ 平成25年9月30日現在

(3) 水利

		基数	合計
消火栓	公設	1744	1832
	私設	88	
防火水槽	公設	47	130
	私設	83	
井戸	公設	44	

※ 平成25年9月30日現在

<p>第3章 第8節 89頁</p>	<p>第8節 交通応急対策計画 3 緊急輸送のための交通規制 (2) 緊急通行車両の確認手続 … 省略 …</p> <p>4 緊急輸送道路ネットワーク計画 (2) 緊急輸送道路の区分及び道路延長 緊急輸送道路ネットワークは、災害発生後の利用特性により、次のとおり区分しているが、北海道の広域性を反映して、緊急輸送道路総延長は <u>9,677 km</u> に上っている。 ア 第1次緊急輸送道路ネットワーク 道庁所在地(札幌市)、地方中心都市及び重要港湾、空港、総合病院、自衛隊、警察、消防等を連絡する道路〈道路延長 <u>5,672 km</u>〉 イ 第2次緊急輸送道路ネットワーク 第1次緊急輸送道路と市町村役場、主要な防災拠点(行政機関、公共機関、主要駅、港湾、ヘリポート、災害医療拠点、備蓄集積拠点、広域避難地等)を連絡する道路〈道路延長 <u>3,774 km</u>〉 ウ 第3次緊急輸送道路ネットワーク その他の道路〈道路延長 <u>232 km</u>〉</p>	<p>第8節 交通応急対策計画 3 緊急輸送のための交通規制 (2) 緊急通行車両の確認手続 … 省略 … オ <u>事前届出制度の普及等</u> <u>道、市及び地方行政機関は、発災後、当該車両に対して緊急通行車両標章を円滑に交付されるよう、輸送協定を締結した民間事業者等に対し、緊急通行車両標章交付のための事前届出制度の周知を行うとともに、自らも事前届出を積極的にするなど、その普及を図るものとする。</u></p> <p>4 緊急輸送道路ネットワーク計画 (2) 緊急輸送道路の区分及び道路延長 緊急輸送道路ネットワークは、災害発生後の利用特性により、次のとおり区分しているが、北海道の広域性を反映して、緊急輸送道路総延長は <u>10,710 km</u> に上っている。 ア 第1次緊急輸送道路ネットワーク 道庁所在地(札幌市)、地方中心都市及び重要港湾、空港、総合病院、自衛隊、警察、消防等を連絡する道路〈道路延長 <u>6,908 km</u>〉 イ 第2次緊急輸送道路ネットワーク 第1次緊急輸送道路と市町村役場、主要な防災拠点(行政機関、公共機関、主要駅、港湾、ヘリポート、災害医療拠点、備蓄集積拠点、広域避難地等)を連絡する道路〈道路延長 <u>3,560 km</u>〉 ウ 第3次緊急輸送道路ネットワーク <u>第1次及び第2次緊急輸送道路とその他の防災拠点を連絡する道路</u> 〈道路延長 <u>243 km</u>〉</p>	<p>防災基本計画の修正に伴う追記</p> <p>道地域防災計画の修正</p>
<p>第3章 第11節 106頁</p>	<p>第11節 食糧供給計画 災害による被災者及び災害応急対策従事者等の食糧の確保、並びに供給方法等に関する食糧供給計画は、次に定めるところによる。</p> <p>1 実施責任 帯広市(保健福祉部第1救護班)(学校教育部調理場班)は、被災者及び災害応急対策従事者に対し、食糧等の配給及び給付対策を実施するものとする。</p> <p>2 食糧の供給 (1) 主要食糧 市長は、災害が発生した場合又はそのおそれがある場合で、炊き出し等の給食に必要な応急用米穀を確保できない時は、その確保について振興局長を通じ知事に要請するものとする。 (2) 副食及び調味料 市長は、副食及び調味料の調達を直接行うものとする。ただし、市において調達が困難な場合、道がこれを調達するものとする。</p>	<p>第11節 食料供給計画 災害による被災者及び災害応急対策従事者等の食料の確保、並びに供給方法等に関する食料供給計画は、次に定めるところによる。</p> <p>1 実施責任 帯広市(保健福祉部第1救護班)(学校教育部調理場班)は、被災者及び災害応急対策従事者に対し、食料等の配給及び給付対策を実施するものとする。</p> <p>2 食料の供給 市長は、被災者及び災害応急対策従事者に対する食料の調達及び配給を直接行うものとするが、市において調達が困難な場合は、その確保について<u>十勝総合振興局長</u>を通じ知事に要請するものとする。</p>	<p>「食糧」は、穀物に限定されるとの誤解を招くため「食料」と表記</p> <p>文言の整理</p>

第3章 第11節 106頁	<p>3 食糧輸送計画 食糧の輸送は、本章第8節の「輸送計画」の定めるところによるほか、「災害時における軽自動車輸送の協力に関する協定」を締結している赤帽帯広軽自動車運送協同組合に協力を要請し、輸送車両及び要員の確保を図るものとする。</p> <p>4 応急供給の対象者 (1) 避難所に収容された者 (2) 住家が被災して炊事のできない者 (3) 住家が被災して一時的に市内の縁故先に避難する者 (4) 災害地において応急作業に従事している者</p> <p>5 応急供給品目 供給品目は、原則として米穀、乾パン等とする。</p> <p>6 食糧の備蓄及び調達 災害発生直後において、国・道による救援が本格化するまでの期間については、帯広市が備蓄する非常用食糧により供給を行うものとする。 被災者の数が増大し、備蓄食糧による供給では対応できない場合は、帯広市と協定を締結している生活協同組合コープさっぽろ、イオン北海道株式会社、<u>株</u>イトーヨーカ堂及び市内の業者に協力を要請し、数量の確保を行うものとする。 また、罹災者等に対して炊き出し等に必要な応急用食糧等を確保できないときは道東六市防災協定、北海道及び市町村相互応援協定に基づき協定締結、及び十勝総合振興局を通じ、必要な物資の提供、斡旋を要請するものとする。 <u>災害救助法が発動された場合における政府米の知事への緊急引渡手続きについては、「災害救助法が発動された場合における災害救助用米穀の緊急引渡要領」(昭和61年2月10日付61食糧第120号(需給、経理)食糧庁長官通達)によるものとする。</u> また、乳児食については、人工栄養を必要とし、その確保が困難なものに対して、実情に応じて市が市内取扱業者から購入し、支給するものとする。</p> <p>7 米飯の炊き出し 《炊き出し施設の状況》 調理能力 1日 24,000食</p> <p>8 給食の実施 (1) 被災者に対する給食は、原則として避難所において実施する。 (2) 給食を必要とする自宅残留者等については、最寄りの避難所において配付する。 (3) 食糧の配付については、町内会、防災組織の協力により、公平かつ円滑に実施する。</p>	<p>3 食料輸送計画 食料の輸送は、本章第9節の「輸送計画」の定めるところによるほか、「災害時における軽自動車輸送の協力に関する協定」を締結している赤帽帯広軽自動車運送協同組合に協力を要請し、輸送車両及び要員の確保を図るものとする。</p> <p>4 応急供給の対象者 (1) 避難所に収容された者 (2) 住家が被災して炊事のできない者 (3) 住家が被災して一時的に市内の縁故先に避難する者 (4) <u>旅行者等で、食料を得る手段のない者</u> (5) 災害地において応急作業に従事している者</p> <p>5 食料の備蓄及び調達 災害発生直後において、国・道による救援が本格化するまでの期間については、帯広市が備蓄する非常用食料により供給を行うものとする。 被災者の数が増大し、備蓄食料による供給では対応できない場合は、帯広市と協定を締結している生活協同組合コープさっぽろ、イオン北海道株式会社、<u>株式会社</u>イトーヨーカ堂及び市内の業者に協力を要請し、数量の確保を行うものとする。 また、炊き出し等に必要な食料を確保できないときは道東六市防災協定、北海道及び市町村相互応援協定に基づく要請、及び十勝総合振興局を通じ、必要な物資の提供、斡旋を要請するものとする。</p> <p>また、乳児食については、人工栄養を必要とし、その確保が困難なものに対して、実情に応じて市が市内取扱業者から購入し、支給するものとする。</p> <p>6 米飯の炊き出し 《炊き出し施設の状況》 調理能力 1回 24,000食</p> <p>7 給食の実施 (1) 被災者に対する給食は、原則として避難所において実施する。 (2) 給食を必要とする自宅残留者等については、最寄りの避難所において配付する。 (3) 食料の配付については、町内会、防災組織等の協力により、公平かつ円滑に実施する。</p>	<p>「食糧」は、穀物に限定されるとの誤解を招くため「食料」と表記</p> <p>旅行者等を追記</p> <p>文言の整理</p> <p>訂正</p>
---------------------	---	---	---

第3章 第11節 107頁	9 費用の限度及び期間 10 炊き出し給与状況の記録	8 費用の限度及び期間 9 炊き出し給与状況の記録																																																										
第3章 第15節 120頁	第15節 電力施設災害応急計画	第16節 電力施設災害応急計画																																																										
第3章 第16節 122頁	第16節 ガス施設災害応急対策計画 2 供給停止等の措置 ガス供給状況 《供給ブロック》 <table border="1" style="margin-left: 40px;"> <thead> <tr> <th>大ブロック</th> <th>中ブロック</th> <th>供給世帯</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">*都市ガス地区</td> </tr> <tr> <td>根室本線北側地区</td> <td>6地区</td> <td>7,158</td> </tr> <tr> <td>根室本線南側ウツベツ川西地区</td> <td>6地区</td> <td>10,553</td> </tr> <tr> <td>根室本線南側ウツベツ川東地区</td> <td>6地区</td> <td>8,626</td> </tr> <tr> <td>*都市ガス計</td> <td>18地区</td> <td>26,337</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" style="margin-left: 40px;"> <thead> <tr> <th colspan="3">*LPガス集中供給地区</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大空・空港南町・畜大地区</td> <td>3地区</td> <td>2,738</td> </tr> <tr> <td>西14号団地 雇用促進住宅</td> <td>3地区</td> <td>426</td> </tr> <tr> <td>LPガス集中供給地区計</td> <td>6地区</td> <td>3,164</td> </tr> </tbody> </table>	大ブロック	中ブロック	供給世帯	*都市ガス地区			根室本線北側地区	6地区	7,158	根室本線南側ウツベツ川西地区	6地区	10,553	根室本線南側ウツベツ川東地区	6地区	8,626	*都市ガス計	18地区	26,337	*LPガス集中供給地区			大空・空港南町・畜大地区	3地区	2,738	西14号団地 雇用促進住宅	3地区	426	LPガス集中供給地区計	6地区	3,164	第17節 ガス施設災害応急対策計画 2 供給停止等の措置 ガス供給状況 《供給ブロック》 <table border="1" style="margin-left: 40px;"> <thead> <tr> <th>大ブロック</th> <th>中ブロック</th> <th>供給世帯</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">*都市ガス地区</td> </tr> <tr> <td>根室本線北側地区</td> <td>6地区</td> <td>7,228</td> </tr> <tr> <td>根室本線南側ウツベツ川西地区</td> <td>7地区</td> <td>11,506</td> </tr> <tr> <td>根室本線南側ウツベツ川東地区</td> <td>8地区</td> <td>9,847</td> </tr> <tr> <td>*都市ガス計</td> <td>21地区</td> <td>28,581</td> </tr> </tbody> </table> ※平成25年10月31日現在 <table border="1" style="margin-left: 40px;"> <thead> <tr> <th colspan="3">*LPガス集中供給地区</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大空地区</td> <td>1地区</td> <td>1,842</td> </tr> <tr> <td>*LPガス集中供給地区計</td> <td>1地区</td> <td>1,842</td> </tr> </tbody> </table> ※平成25年10月31日現在	大ブロック	中ブロック	供給世帯	*都市ガス地区			根室本線北側地区	6地区	7,228	根室本線南側ウツベツ川西地区	7地区	11,506	根室本線南側ウツベツ川東地区	8地区	9,847	*都市ガス計	21地区	28,581	*LPガス集中供給地区			大空地区	1地区	1,842	*LPガス集中供給地区計	1地区	1,842	時点修正
大ブロック	中ブロック	供給世帯																																																										
*都市ガス地区																																																												
根室本線北側地区	6地区	7,158																																																										
根室本線南側ウツベツ川西地区	6地区	10,553																																																										
根室本線南側ウツベツ川東地区	6地区	8,626																																																										
*都市ガス計	18地区	26,337																																																										
*LPガス集中供給地区																																																												
大空・空港南町・畜大地区	3地区	2,738																																																										
西14号団地 雇用促進住宅	3地区	426																																																										
LPガス集中供給地区計	6地区	3,164																																																										
大ブロック	中ブロック	供給世帯																																																										
*都市ガス地区																																																												
根室本線北側地区	6地区	7,228																																																										
根室本線南側ウツベツ川西地区	7地区	11,506																																																										
根室本線南側ウツベツ川東地区	8地区	9,847																																																										
*都市ガス計	21地区	28,581																																																										
*LPガス集中供給地区																																																												
大空地区	1地区	1,842																																																										
*LPガス集中供給地区計	1地区	1,842																																																										
第3章 第17節 124頁	第17節 通信施設災害応急対策計画	第18節 通信施設災害応急対策計画																																																										
第3章 第18節 126頁	第18節 鉄道施設災害応急対策計画	第19節 鉄道施設災害応急対策計画																																																										
第3章 第19節 128頁	第19節 医療救護計画 2 医療救護対策 (2) 市長は、負傷者等が多数であった場合には、帯広市医師会、災害拠点病院、及び北海道等と連携のもと、応急救護所を開設し、または、状況により仮救護所を設置し、医師、看護師の派遣を要請、負傷者等に対する応急措置にあたる。さらに災害急性期には、北海道に対し災害派遣医療チーム(DMAT) 出動の協力の要請をするものとする。	第20節 医療救護計画 2 医療救護対策 (2) 市長は、負傷者等が多数であった場合には、 <u>一般社団法人帯広市医師会</u> 、災害拠点病院、及び北海道等と連携のもと、応急救護所を開設し、または、状況により仮救護所を設置し、医師、看護師の派遣を要請、負傷者等に対する応急措置にあたる。さらに災害急性期には、 <u>必要に応じて北海道に対し災害派遣医療チーム(DMAT) 及び災害派遣精神医療チーム(DPAT)</u> 出動の協力の要請をするものとする。	道地域防災計画の修正に伴う追記																																																									
第3章 第20節 130頁	第20節 防疫計画	第21節 防疫計画																																																										

第3章 第21節 132頁	<p>第2.1節 廃棄物処理等計画</p> <p>6 死亡獣畜の処理方法</p> <p>(1) 死亡獣畜の処理は、所有者が行うものとする。</p> <p>(2) 所有者が判明しないとき、又は所有者が実施することが困難なときは、市長が実施するものとする。</p> <p>(3) 死亡獣畜の処理は、<u>移動し得る死亡獣畜については、死亡獣畜取扱場において、集中焼却し、又は埋却するものとする。</u></p> <p>(4) <u>移動し難いものについては、その場で他に影響がない限りにおいて埋却することとする。</u></p> <p>(5) 埋却が適当でないと判断される場合は焼却するものとする。なお、埋却する場合は1メートル以上の覆土をするものとする</p> <p>7 清掃等施設状況</p> <p>(1) ごみ処理・ごみ埋立</p> <p style="text-align: right;">(十勝環境複合事務組合)</p> <table border="1" data-bbox="240 772 1374 1003"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>所在地</th> <th>処理区分</th> <th>処理方法</th> <th>処理能力</th> <th>電話番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">くりりんセンター</td> <td rowspan="2">帯広市西24条北4丁目</td> <td>可燃物</td> <td>焼却</td> <td>330t/D</td> <td rowspan="2">37-3550</td> </tr> <tr> <td>不燃物 大型ごみ</td> <td>破碎</td> <td>110t/5h</td> </tr> <tr> <td>一般廃棄物最終処分場</td> <td>音更町字万年西1線22-13</td> <td>焼却灰 破碎物</td> <td>埋立</td> <td>223,000 m²</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>8 清掃車両保有状況</p> <table border="1" data-bbox="240 1087 1374 1318"> <thead> <tr> <th></th> <th>ごみ集車</th> <th>その他車両</th> <th>し尿収集車</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>直営</td> <td>18台</td> <td>7台</td> <td>—</td> <td></td> </tr> <tr> <td>委託業者</td> <td>16台</td> <td>6台</td> <td>7台</td> <td>ごみ委託4社、資源委託2社 し尿委託2社</td> </tr> <tr> <td>許可業者</td> <td>67台</td> <td>152台</td> <td>12台</td> <td>事業系ごみ収集運搬業者30社 (委託業者含む。)</td> </tr> </tbody> </table>	名称	所在地	処理区分	処理方法	処理能力	電話番号	くりりんセンター	帯広市西24条北4丁目	可燃物	焼却	330t/D	37-3550	不燃物 大型ごみ	破碎	110t/5h	一般廃棄物最終処分場	音更町字万年西1線22-13	焼却灰 破碎物	埋立	223,000 m ²			ごみ集車	その他車両	し尿収集車	摘要	直営	18台	7台	—		委託業者	16台	6台	7台	ごみ委託4社、資源委託2社 し尿委託2社	許可業者	67台	152台	12台	事業系ごみ収集運搬業者30社 (委託業者含む。)	<p>第2.2節 廃棄物処理等計画</p> <p>6 死亡獣畜の処理方法</p> <p>(1) 死亡獣畜の処理は、所有者が行うものとする。</p> <p>(2) 所有者が判明しないとき、又は所有者が実施することが困難なときは、市長が実施するものとする。</p> <p>(3) 死亡獣畜の処理は、死亡獣畜取扱場において<u>行うものとする。</u></p> <p>(4) <u>死亡獣畜取扱場が使用できない場合又は運搬が困難な場合、十勝総合振興局保健環境部長の指導を受け臨機の措置を講ずるものとする。</u></p> <p>7 清掃等施設状況</p> <p>(1) ごみ処理・ごみ埋立</p> <p style="text-align: right;">(十勝環境複合事務組合)</p> <table border="1" data-bbox="1457 772 2591 1003"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>所在地</th> <th>処理区分</th> <th>処理方法</th> <th>処理能力</th> <th>電話番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">くりりんセンター</td> <td rowspan="2">帯広市西24条北4丁目</td> <td>可燃物</td> <td>焼却</td> <td>330t/D</td> <td rowspan="2">37-3550</td> </tr> <tr> <td>不燃物 大型ごみ</td> <td>破碎</td> <td>110t/5h</td> </tr> <tr> <td>一般廃棄物最終処分場</td> <td>池田町字美加登279番10</td> <td>焼却灰 破碎物</td> <td>埋立</td> <td>311,200 m²</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>8 清掃車両保有状況</p> <table border="1" data-bbox="1457 1087 2591 1318"> <thead> <tr> <th></th> <th>ごみ収集車</th> <th>その他車両</th> <th>し尿収集車</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>直営</td> <td>11台</td> <td>2台</td> <td>—</td> <td></td> </tr> <tr> <td>委託業者</td> <td>13台</td> <td>9台</td> <td>5台</td> <td>ごみ委託5社、資源委託3社 し尿委託2社</td> </tr> <tr> <td>許可業者</td> <td>88台</td> <td>576台</td> <td>18台</td> <td>委託業者含む。</td> </tr> </tbody> </table>	名称	所在地	処理区分	処理方法	処理能力	電話番号	くりりんセンター	帯広市西24条北4丁目	可燃物	焼却	330t/D	37-3550	不燃物 大型ごみ	破碎	110t/5h	一般廃棄物最終処分場	池田町字美加登279番10	焼却灰 破碎物	埋立	311,200 m ²			ごみ収集車	その他車両	し尿収集車	摘要	直営	11台	2台	—		委託業者	13台	9台	5台	ごみ委託5社、資源委託3社 し尿委託2社	許可業者	88台	576台	18台	委託業者含む。	<p>道地域防災計画に準拠</p> <p>処分場の変更</p> <p>台数の変更</p>
名称	所在地	処理区分	処理方法	処理能力	電話番号																																																																																
くりりんセンター	帯広市西24条北4丁目	可燃物	焼却	330t/D	37-3550																																																																																
		不燃物 大型ごみ	破碎	110t/5h																																																																																	
一般廃棄物最終処分場	音更町字万年西1線22-13	焼却灰 破碎物	埋立	223,000 m ²																																																																																	
	ごみ集車	その他車両	し尿収集車	摘要																																																																																	
直営	18台	7台	—																																																																																		
委託業者	16台	6台	7台	ごみ委託4社、資源委託2社 し尿委託2社																																																																																	
許可業者	67台	152台	12台	事業系ごみ収集運搬業者30社 (委託業者含む。)																																																																																	
名称	所在地	処理区分	処理方法	処理能力	電話番号																																																																																
くりりんセンター	帯広市西24条北4丁目	可燃物	焼却	330t/D	37-3550																																																																																
		不燃物 大型ごみ	破碎	110t/5h																																																																																	
一般廃棄物最終処分場	池田町字美加登279番10	焼却灰 破碎物	埋立	311,200 m ²																																																																																	
	ごみ収集車	その他車両	し尿収集車	摘要																																																																																	
直営	11台	2台	—																																																																																		
委託業者	13台	9台	5台	ごみ委託5社、資源委託3社 し尿委託2社																																																																																	
許可業者	88台	576台	18台	委託業者含む。																																																																																	
第3章 第22節 134頁	<p>第2.2節 文教対策計画</p>	<p>第2.3節 文教対策計画</p>																																																																																			
第3章 第23節 138頁	<p>第2.3節 住宅対策計画</p> <p>2 実施の方法</p> <p>(2) 応急仮設住宅</p> <p>… 省略 …</p> <p>オ 規模及び構造、存続期間</p> <p>(ア) 応急仮設住宅の標準規模は、1戸につき29.7 m²を基準とする。</p> <p>(イ) 構造は、原則として軽量鉄骨組立方式による5連戸以下の連続建て若しくは共同建てとし、その仕様は、「応急仮設住宅仕様基準」のとおりとする。ただし、被害の程度その他必要と認められた場合は、一戸建て又は木造住宅により実施する。</p>	<p>第2.4節 住宅対策計画</p> <p>2 実施の方法</p> <p>(2) 応急仮設住宅</p> <p>… 省略 …</p> <p>オ 規模及び構造、存続期間</p> <p>(ア) 応急仮設住宅の標準規模は、1戸につき29.7 m²を基準とする。</p> <p>(イ) 構造は、原則として軽量鉄骨組立方式による2～6連戸以下の連続建て若しくは共同建てとし、その仕様は、「応急仮設住宅仕様基準」のとおりとする。ただし、被害の程度その他必要と認められた場合は、一戸建て又は木造住宅により実施する。</p>	<p>道地域防災計画に準拠</p>																																																																																		

<p>第3章 第23節 138頁</p>	<p>… 省略 …</p> <p><u>カ</u> 着工時期 救助法が適用された場合は、災害発生の日から 20 日以内に着工しなければならない。また、同法が適用されない場合においても、適用の場合に準ずるものとする。</p>	<p>… 省略 …</p> <p><u>カ</u> 運営管理 <u>応急仮設住宅の運営管理に当たっては、安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性をはじめとする生活者の意見を反映できるよう配慮するものとする。</u> また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れに配慮するものとする。</p> <p><u>キ</u> 着工時期 救助法が適用された場合は、災害発生の日から 20 日以内に着工しなければならない。また、同法が適用されない場合においても、適用の場合に準ずるものとする。</p>	<p>仮設住宅コミュニティ環境への配慮</p>
<p>第3章 第24節 140頁</p>	<p><u>第24節 被災建築物安全対策計画</u></p>	<p><u>第25節 被災建築物安全対策計画</u> <u>5 石綿飛散防止対策</u> <u>被災建築物からの石綿の飛散による二次被害を防止するため、道は、市と連携し、「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル」に基づき、建築物等の被災状況の把握、建築物等の所有者等に対する応急措置の指導等を実施する。</u></p>	<p>石綿対策を追記</p>
<p>第3章 第25節 142頁</p>	<p><u>第25節 被災宅地安全対策計画</u></p>	<p><u>第26節 被災宅地安全対策計画</u></p>	
<p>第3章 第26節 143頁</p>	<p><u>第26節 行方不明者の捜索及び死体の収容処理埋葬計画</u></p>	<p><u>第27節 行方不明者の捜索及び死体の収容処理埋葬計画</u></p>	
<p>第3章 第27節 146頁 148頁</p>	<p><u>第27節 広域応援計画</u> <u>2 実施内容</u> <u>(1) 市の措置</u> ア 市は、大規模災害が発生し、単独では十分に被災者の救援等の災害応急対策を実施できない場合と認めるときは、「災害時における北海道・市町村相互の応援に関する協定」に基づき、<u>道及び他の市町村の応援を要請するものとする。</u> なお、この協定は、北海道及び道内179市町村が災害対策基本法（以下「基本法」という。）第67条第1項及び第68条第1項に基づく道及び市町村相互の応援を円滑に実施するために締結した協定である。 イ 市は、<u>他の市町村等の応援が円滑に行われるよう、日頃から災害対策上必要な資料の交換を行うほか、他の市町村等の応援の受入体制を確立しておくものとする。</u> … 省略 … <u>ウ</u> 応援の種類 … 省略 …</p>	<p><u>第28節 広域応援計画</u> <u>2 実施内容</u> <u>(1) 他の市町村長に対する応援要請</u> ア 市は、大規模災害が発生し、単独では十分に被災者の救援等の災害応急対策を実施できない場合と認めるときは、「災害時における北海道・市町村相互の応援に関する協定」に基づき、<u>他の市町村の応援を要請するものとする。</u> なお、この協定は、北海道及び道内179市町村が災害対策基本法（以下「基本法」という。）第67条第1項及び第68条第1項に基づく道及び市町村相互の応援を円滑に実施するために締結した協定である。 … 省略 … <u>イ</u> 応援の種類 … 省略 …</p>	<p>道及び市町村に対する応援要請の記述の整理</p> <p>第2章第6節相互応援体制整備計画に移動</p>

<p>第3章 第27節 148頁</p>	<p>エ 「道東六市防災協定」に基づく要請 … 省略 …</p> <p>(2) 消防機関</p>	<p>ウ 「道東六市防災協定」に基づく要請 … 省略 …</p> <p>(2) 知事に対する応援要請等</p> <p>ア 市長は、災害応急対策を実施するため、必要があると認めるときは、知事に対し応援を求め又は応急対策の実施を要請するものとする。</p> <p>イ 市長は、知事が内閣総理大臣より他の都府県の災害発生市町村長の応援を求められたことにともない、知事から当該災害発生市町村長の応援について求められた場合、必要と認める事項について応援協力に努めるものとする。</p> <p>(3) 消防機関</p>	<p>災害対策基本法の改正等に伴う追記</p>
<p>第3章 第28節 149頁</p>	<p>第28節 自衛隊派遣要請計画</p>	<p>第29節 自衛隊派遣要請計画</p>	
<p>第3章 第29節 151頁</p>	<p>第29節 防災ボランティアとの連携計画</p>	<p>第30節 防災ボランティアとの連携計画</p>	
<p>第3章 第30節 153頁</p>	<p>第30節 災害救助法の適用計画</p>	<p>第31節 災害救助法の適用計画</p>	
<p>第3章 第31節 156頁</p>	<p>第31節 障害物除去計画 4 障害物の集積場所</p> <p>(1) 除去した障害物は、それぞれの実施機関において付近の遊休地又はグラウンド等を利用し、集積するものとする。</p> <p>(2) 工作物等の保管は、盗難の危険のない場所に保管し、保管を始めた日から14日間その旨を公示するものとする</p>	<p>第32節 障害物除去計画 4 障害物の集積場所</p> <p>(1) 除去した障害物は、それぞれの実施機関において付近の遊休地又はグラウンド等を利用し、集積するものとする。</p> <p>(2) 北海道財務局、道および市は、相互に連携しつつ、公共用地等の有効利用に配慮するものとする。</p> <p>(3) 工作物等の保管は、盗難の危険のない場所に保管し、保管を始めた日から14日間その旨を公示するものとする</p>	
<p>第3章 第32節 157頁</p>	<p>第32節 飼養動物対策計画</p>	<p>第33節 飼養動物対策計画</p>	
<p>第3章</p>	<p>(新設)</p>	<p>第15節 石油類燃料供給計画</p> <p>災害による緊急通行車両及び災害上重要な施設における石油類燃料（LPGを含む）の供給に関する石油類燃料の供給計画は、次に定めるところによる。</p> <p>1 実施責任者</p> <p>市長（総務部総務班：総務部）</p> <p>市は、管理している緊急通行車両のガソリン等のほか、災害対策上重要な施設、避難所、医療機関及び社会福祉施設における暖房用燃料の確保に努めるものとする。</p> <p>2 石油類燃料の確保</p> <p>(1) 燃料等の調達は、「災害時における石油類等の優先供給に関する協定」を締結している帯広地方石油業協同組合加入業者より供給を受けるものとする。</p>	

第3章	(新設)	<p>(2) 地域内において調達が不能になったときは、道に支援を求めるものとする。</p> <p>(3) LPGについては、「災害等の発生時における帯広市と北海道LPガス災害対策協議会の応急・復旧活動の支援に関する協定」を締結している一般社団法人北海道LPガス協会十勝支部により供給を受けるものとする。</p>	
第3章	(新設)	<p>第34節 罹災証明書の発行</p> <p>罹災証明は、災害救助法、被災者生活再建支援法等による各種施策やその他の被災者支援策を実施するに当たって必要とされる家屋の被害の程度について、災害対策に関する事務の一環として行うもので、罹災証明書の発行は、次に定めるところによる。</p> <p>1 実施責任者 罹災証明は、市長(総務部家屋調査第1班)が行うものとする。ただし、火災による罹災証明は、帯広市消防長が行う。</p> <p>2 罹災証明の対象 罹災証明は、災害対策基本法第2条第1号に規定する災害により被害を受けた家屋について、証明を行うものとする。</p> <p>3 罹災証明書の発行 災害により被害を受けた家屋の使用者、所有者等からの申請によるものとする。</p> <p>4 被害家屋の判定基準 被害家屋の判定は、「災害の被害認定基準について(平成13年6月28日府政防第518号)」に基づき行う。 判定に当たっては、原則として「災害に係る住家の被害認定基準運用指針(内閣府)」にしたがって被害家屋調査を行うものとする。</p> <p>5 罹災台帳の作成 被害状況を調査のうえ、罹災台帳を整備し、罹災者に関する必要な事項を登録するものとする。</p> <p>6 広報 罹災証明の受付・発行窓口の開設、被害家屋調査の実施を行う場合、速やかにその内容を広報するものとする。</p>	災害対策基本法の改正に伴う追記

第5章 第4節 166頁	<p align="center">第5章 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画</p> <p>第4節 地震発生時の応急対策等</p> <p>1 地震発生時の応急対策</p> <p>(7) 保健衛生・防疫活動</p> <p>市は、被災地の衛生条件が悪化し、感染症等が発生するおそれがある場合には、防疫活動を実施し、感染症の発生及び流行の防止を図るものとする。</p> <p>その他については、第3章<u>20</u>節「防疫計画」に準じる</p>	<p align="center">第5章 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画</p> <p>第4節 地震発生時の応急対策等</p> <p>1 地震発生時の応急対策</p> <p>(7) 保健衛生・防疫活動</p> <p>市は、被災地の衛生条件が悪化し、感染症等が発生するおそれがある場合には、防疫活動を実施し、感染症の発生及び流行の防止を図るものとする。</p> <p>その他については、第3章<u>21</u>節「防疫計画」に準じる</p>	節番号の整理
167頁	<p>3 他機関に対する応援要請</p> <p>(2) 災害応急対策を実施するにあたっては、行政機関の協力が必要と認められた場合、必要事項を明確にしたうえで、所定の手続によって災害対策本部等から応援協力要請をするものとする。</p> <p>その他については、第3章第<u>27</u>節「広域応援計画」、同第<u>28</u>節「自衛隊派遣要請計画」及び同第<u>30</u>節「災害救助法の適用計画」に準じる。</p> <p>4 地域防災力の向上</p> <p>日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震は広域かつ甚大な被害が予想されるため、住民、企業、自主防災組織、NPO等の主体的な参加・連携による地域の総合的な防災力の向上が重要であるため、市は、第2章第<u>14</u>節「自主防災組織の育成等に関する計画」に準じて防災活動のリーダー育成、消防団・自主防災組織及びNPO等の充実、企業の防災活動の活性化を図るなど、防災関係機関との連携のもと、地域が一体となって地域防災力の向上に努めるものとする。</p> <p>また、障がい者、高齢者、幼児、外国人等の災害時要援護者に対して、第2章第<u>10</u>節「災害時要援護者対策計画」に準じて、情報提供や避難誘導等における災害発生時の対応を強化するものとする。</p>	<p>3 他機関に対する応援要請</p> <p>(2) 災害応急対策を実施するにあたっては、行政機関の協力が必要と認められた場合、必要事項を明確にしたうえで、所定の手続によって災害対策本部等から応援協力要請をするものとする。</p> <p>その他については、第3章第<u>28</u>節「広域応援計画」、同第<u>29</u>節「自衛隊派遣要請計画」及び同第<u>30</u>節「災害救助法の適用計画」に準じる。</p> <p>4 地域防災力の向上</p> <p>日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震は広域かつ甚大な被害が予想されるため、住民、企業、自主防災組織、NPO等の主体的な参加・連携による地域の総合的な防災力の向上が重要であるため、市は、第2章第<u>7</u>節「自主防災組織の育成等に関する計画」に準じて防災活動のリーダー育成、消防団・自主防災組織及びNPO等の充実、企業の防災活動の活性化を図るなど、防災関係機関との連携のもと、地域が一体となって地域防災力の向上に努めるものとする。</p> <p>また、障害者、高齢者、幼児、外国人等の災害時要援護者に対して、第2章第<u>7</u>節「災害時要援護者対策計画」に準じて、情報提供や避難誘導等における災害発生時の対応を強化するものとする。</p>	節番号の整理
第5章 第5節 168頁	<p>第5節 円滑な避難の確保に関する事項</p> <p>5 意識の普及啓発等</p> <p>道及び市は居住者等が災害発生時に的確な避難を行うことができるよう、避難に関する意識啓発のための方策を実施するものとする。</p> <p>このほか、避難対策等については、第2章第<u>9</u>節「避難体制整備計画」、同第<u>10</u>節「災害時要援護者対策計画」、同第<u>11</u>節「積雪・寒冷対策計画」、第3章第4節「避難対策計画」、同7節「災害警備計画」に準ずる。</p> <p>9 応急復旧等</p> <p>このほか、水道、電気、ガス、通信、放送に関する施設の応急復旧等については、第3章第13節から<u>17</u>節に準ずる。</p>	<p>第5節 円滑な避難の確保に関する事項</p> <p>5 意識の普及啓発等</p> <p>道及び市は居住者等が災害発生時に的確な避難を行うことができるよう、避難に関する意識啓発のための方策を実施するものとする。</p> <p>このほか、避難対策等については、第2章第<u>8</u>節「避難体制整備計画」、同第<u>9</u>節「災害時要援護者対策計画」、同第<u>15</u>節「積雪・寒冷対策計画」、第3章第4節「避難対策計画」、同7節「災害警備計画」に準ずる。</p> <p>9 応急復旧等</p> <p>このほか、水道、電気、ガス、通信、放送に関する施設の応急復旧等については、第3章第13節から<u>18</u>節に準ずる。</p>	節番号の整理

第5章 第7節 174頁	第7節 防災訓練計画 市及び防災関係機関は、地震防災対策推進計画における内容を熟知するとともに、関係機関及び住民の自主防災体制との協調体制の強化を目的として、推進地域に係る大規模な地震を想定した防災訓練を第2章第2節に準じて実施するものとする。	第7節 防災訓練計画 市及び防災関係機関は、地震防災対策推進計画における内容を熟知するとともに、関係機関及び住民の自主防災体制との協調体制の強化を目的として、推進地域に係る大規模な地震を想定した防災訓練を第2章第4節に準じて実施するものとする。	節番号の整理
第5章 第8節 175頁	第8節 地震防災上必要な知識の普及・啓発及び広報に関する計画 市は第2章第14節「自主防災組織の育成等に関する計画」に準じて防災関係機関、地域の自主防災組織及び事業所等の自主防災組織等と協力して、地震防災上必要な知識及び広報を推進する計画は、次に定めるところによる。	第8節 地震防災上必要な知識の普及・啓発及び広報に関する計画 市は第2章第7節「自主防災組織の育成等に関する計画」に準じて防災関係機関、地域の自主防災組織及び事業所等の自主防災組織等と協力して、地震防災上必要な知識及び広報を推進する計画は、次に定めるところによる。	節番号の整理
第5章 第8節 177頁	第9節 地域防災力の向上に関する計画 2 自主防災組織の育成等 (4) このほか、自主防災組織の育成等については、第2章第14節「自主防災組織の育成等に関する計画」に準ずる。	第9節 地域防災力の向上に関する計画 2 自主防災組織の育成等 (4) このほか、自主防災組織の育成等については、第2章第7節「自主防災組織の育成等に関する計画」に準ずる。	節番号の整理